

令和元年第2回定例会会議録（第5号）

令和元年6月19日

○出席議員（25名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	生活環境部長	安藤紀文君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	中西康太君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育参事	稲尾隆君	水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
財政課長	安部政信君	総務課長	牧宏爾君
次長兼総合政策課長	柏木正義君	温泉課長	野田哲也君

福祉保健部参事 兼健康づくり推進課長	猪 股 正 彦 君	福祉政策課長	寺 山 真 次 君
障害福祉課長	大 野 積 善 君	子育て支援課参事	宇都宮 尚 代 君
道路河川課長	松 屋 益治郎 君	建築指導課参事	豊 田 正 順 君
防災危機管理課長	田 辺 裕 君	教育政策課参事	藤 田 一 樹 君
学校教育課長	北 村 俊 雄 君	スポーツ健康課長	花 木 敏 寿 君

○議会事務局出席者

局 長	安 達 勤 彦	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長	岡 崎 英 二	補佐兼総務係長	内 田 千 乃
主 査	梅 津 聖 子	主 査	松 尾 麻 里
主 任	佐 藤 雅 俊	主 事	大 城 祐 美
速 記 者	桐 生 能 成		

○議事日程表（第5号）

令和元年6月19日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開議

- 議長（萩野忠好君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。
日程第 1 により、昨日に引き続き一般質問を行います。
通告の順序により、発言を許可いたします。
- 10 番（森山義治君） まずもって、昨夜発生いたしました新潟県や山形県を襲った震度 6 強の地震によりまして被災された方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を御祈念申し上げます。
さて、長野市長におかれましては、戦後初となる無投票で再任ということで、まことに
おめでとございます。
また私事でございますが、さきの別府市議会選挙において再選をさせていただきました。
市民の皆様を重ねてお礼を申し上げますとともに、向こう 4 年間、別府市政のために働いてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。
それでは、通告に従い質問に入っております。
質問がダブリましたので、まず 2 項の（1）は割愛いたします。
また、5 項の（2）と（3）は、合わせて質問をいたしますので、議長よろしくお願いをいたします。
- 議長（萩野忠好君） はい。
- 10 番（森山義治君） それでは、まず公共交通についてでございますが、バス、タクシー乗務員の確保対策についてお尋ねをいたします。
日本社会は、御存じのように超少子高齢化、人口減少の影響により生産年齢人口の割合が減少しまして、介護や看護業界を初め運輸業界、次いで建設業界、労働者不足が大きな社会問題となっているようであります。
そのような社会情勢の中、2019 年 3 月 22 日、地元新聞の夕刊にバス、運転手不足の記事が大きく掲載をされておりました。調べてみますと、全国的な問題である乗客がいるにもかかわらず、運行便数をやむを得ず減便せざるを得ない状況があるようで、特に生活路線維持に影響する大きな社会問題となっているようであります。
その運転手不足の主な要因を調べてみますと、大型二種免許を自動車学校で取得するまでには 40 万円以上費用がかかること、また長時間労働、不規則勤務、低賃金などがその主な要因のようであります。
そのような状況の中で、運転手の確保に向けて各事業所では、入社祝い金の支給制度、不規則な勤務体系の見直し、また女性ドライバーの確保などに取り組んでいるようであります。さらには、18 歳で入社し、大型二種免許が取得できるまでの 3 年間は、事務職や車両整備などを経験する、養成制度を導入している事業所もあるようであります。またタクシー事業者におきましても運転手不足は喫緊の課題であり、事業者が二種免許費用を一時立てかえる養成制度を導入している事業所もあるようであります。
そこでお尋ねですが、バスやタクシー乗務員確保の対策として、国あるいは県の支援体制はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。
- 次長兼総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。
国や県の補助制度について確認をいたしましたところ、現時点ではバスやタクシーの乗務員確保対策の補助制度はありませんでしたが、県では今年度バス乗務員の確保対策支援事業として大型二種免許取得費用や広告宣伝費用等補助事業の実施が検討されているということでございます。
- 10 番（森山義治君） 現在のところはないようではありますが、県では大型二種免許取得費用や広告宣伝費用などを検討しているということですので理解をいたしました。

この件につきましては、交通政策基本法の付帯決議9条にもあるようですし、バスやタクシー運転手確保に対する別府市独自の補助制度も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

○次長兼総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

バスやタクシーの乗務員不足については、バス事業者やタクシー協会からお聞きしております。

バス乗務員不足につきましては、路線数の減少や減便につながることから、市民の生活に直接かかわる問題であると認識しております。

労働者不足は、人口減少問題、少子高齢化が進行する中でますます深刻化することが懸念されますので、国や県の動向に注視し情報収集に努めるとともに検討してまいりたいと考えております。

○10番（森山義治君） 別府市も県と連携しながら検討していただけるということで、理解をいたしました。しっかり検討していただきますようお願いいたします。

また、きょうの朝刊に掲載されておりましたが、大分市では自動運転の実証実験が始まるようではありますが、まずは安全運行に期待をしたいと思います。

次に、別府市地域公共交通再編実施計画についてお尋ねします。

先ほど申しましたように、人口減少やバス運転手不足の影響もあり、ことし4月のダイヤ改正におきましては、別府市を初め県内どここのバス事業者もダイヤをやむを得ず減便しているとお聞きしております。また、ひとまもり・おでかけ支援事業は、事業化となって1年7カ月が経過した中で、高齢者福祉課のほうでアンケート調査を一度実施しております。

そのような状況の中で、平成30年第4回定例市議会において、別府市の再編実施計画について一般質問した際に、平成30年度内にバス事業者から意見を聞き取って再編実施計画を策定予定ということでしたが、その進捗状況についてお尋ねいたします。

○次長兼総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

再編実施計画は、マスタープランである別府市地域公共交通網形成計画を実現するための実施計画の1つとなります。別府市公共交通活性化協議会では、平成30年度に交通事業者と協議の上、平成31年3月に再編実施計画を策定し、4月から一部のバス路線を再編し運行しております。

○10番（森山義治君） 再編実施計画は作成されているということで理解はいたしましたけれども、私は今まで法定会議であります別府市地域公共交通活性化協議会の傍聴に何度も行かせていただきました。その中で、執行部からの提案に対する議論はありましても、住民の代表者や現場を知り尽くした代表者などからの、例えば運行系統や運行形態などの提案や意見は見受けられないようでありました。

また、交通政策基本法や改正公共交通活性化再生法など、法律の制定に尽力しました名古屋大学の加藤博和教授のお話をお聞きしたことが過去にあります。教授がおっしゃるには、公共交通会議の中で住民の代表者や労働組合の代表者からの、提案事項についての議論がないことを指摘をしておりました。

そこでお尋ねをいたしますが、今後は公共交通再編実施計画は、公共交通会議の前に、仮称ではありますが、例えば公共交通再編実施計画検討部会の設置をし、まずはバス事業者やタクシー事業と運行系統や運行形態を、その検討部会で議論をしていただき、その後再編実施計画を策定し、このような公共交通システムの確立を推進することが重要ではないかと考えておりますが、そのような検討部会の設置はいかがでしょうか、御見解をお尋ねいたします。

○次長兼総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

本市が策定いたしました公共交通に関する計画は、平成 28 年 3 月に策定した別府市地域公共交通網形成計画と、平成 29 年 3 月に策定した別府市地域公共交通アクションプラン、平成 31 年 3 月に策定した別府地域公共交通再編実施計画の 3 計画がございます。計画期間は、いずれも令和 2 年度までとなっていることや、社会情勢の変化に対応するため、公共交通のマスタープランである別府市地域公共交通網形成計画等の見直しをする必要があると考えております。

議員御提案の検討部会の設置につきましては、協議会設置規約第 10 条で、協議会は専門的な調査・研究を行うため必要に応じて分科会を設置することができるとなっておりますので、協議する内容によっては専門的分科会を設置し、より活発な協議ができるよう進めてまいりたいと考えております。

- 10 番（森山義治君） ぜひ、公共交通形成計画の見直しの際は、まず分科会の設置をしていただきまして、住民の代表者などの意見や要望事項などを考慮していただきたいと、お願いをいたします。

次に、公共交通機関のユニバーサルデザインの推進について、お尋ねをいたします。

まずは、公共交通に対するハード面ですが、以前よりノンステップバスの購入補助やユニバーサルタクシーの改造に、また上屋の新設などについて質問をしてみました。その後ハード面に対しての進展はないのですが、唯一、霊泉寺の湯布院行きのバス停留所には、2 カ月ほど前、上屋とベンチが新設をされております。雨降りのバス待ちをしておりますと、高齢者や車椅子を利用されます障がい者また観光客の方は大変助かっているとお聞きしております。

市民からの要望でありましたが、バス停留所の上屋とベンチ設置は一步前進したことには感謝を申し上げます。しかし、他の市町村と比較しますと、まだまだ今からであると感じております。

そこで、先進地であります神戸市では、ユニバーサルデザインの推進として、民間バス事業者に対して、ベンチ 1 基につき補助対象経費の額に 3 分の 2 を乗じた金額を補助し、ベンチ数を令和 5 年までに 200 基もの増設を計画しているようであります。地域性は違いますが、全国的にユニバーサルデザインの推進という観点から、パートナーシップ協定が締結されていない別府市では、神戸市のように事業者に補助することが早期実現につながると考えますがいかがでしょうか、御見解をお尋ねします。

- 次長兼総合政策課長（柏木正義君） お答えいたします。

ベンチの設置や上屋の設置につきましては、歩道の幅や周辺環境により設置困難な場所や、設置することによる車椅子やシニアカーの通行の妨げになることや、設置後の維持管理等の問題もあることから、バス事業者、道路管理者、警察関係者の意見等を聴取し、協議・検討してまいりたいと考えております。

- 10 番（森山義治君） 検討していただくということでございますが、市民からの要望などで設置可能な場所には、ぜひともパートナーシップ協定を締結していただきながら、積極的に設置していただきますよう、お願いをいたします。

次に、またユニバーサルデザインの推進という観点から、視覚に障害をお持ちの方の買い物や病院など移動支援について質問をいたします。

まず、視覚の障害をお持ちの方が、病院などの移動支援について御質問をいたします。

まず、視覚の障害をお持ちの方が、別府市の福祉ガイドブックに従い、買い物やお出かけに、ヘルパーの資格を持っています介護タクシーを利用して買い物などに行っていたのでありますが、最近この同行援護事業が運転手不足のようで、利用しにくいとの御意見をいただきました。

そこで、この事業はどのような事業なんでしょうか。まず事業内容について、お尋ねし

ます。また、過去3年間の実績状況と、視覚に障害をお持ちの方の人数の推移について、お尋ねいたします。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

同行援護事業は、視覚に障害があるため移動に著しい困難を有する方に対し、ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他外出する際に必要な援助を行うサービスであります。

ヘルパーの資格を持っています介護タクシーを利用して買い物などに行っていたとのことでありますので、同行援護して利用者として登録のあるタクシー会社によるサービスを受けていたものと思われまふ。この指定事業者のタクシーを利用した同行援護の過去3年間の利用者数の実績は、延べ利用人数で平成28年度は418人、平成29年度が350人、平成30年度が257人で行ございました。

視覚障がい者の過去3年間の人数の推移は、平成28年度が521人、平成29年度が497人、平成30年度が485人で行ございました。

○10番（森山義治君） 近くに障害をお持ちの方が年々少なくなっていることや、利用者も年々減少していること、また、今1カ月に平均しますと、21人前後の方が利用していることも理解はできました。

例えば、近くに障害をお持ちの方が買い物などに出かける場合、同行援護事業指定のタクシーを呼びますと、運転手さんがそのまま買い物の付き添いまでしていただけたようですが、利用できない場合は、ほかの同行援護事業所のヘルパーをお願いをして、普通のタクシーで出かけなければなりません。現状はどのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

同行援護の利用については、申請に基づき視覚の調査の結果サービスの利用が決定されます。決定されますと、同行援護の指定事業者と契約を交わしサービスの提供を受けるという流れになります。同行援護指定業者の1つに市内のタクシー事業者がありますので、この事業者との契約により、ヘルパー資格を持つ乗務員の方が利用者のタクシー事業者と同行の支援を提供することが可能であります。この指定事業者に問い合わせをしたところ、ヘルパー資格を持つ乗務員は現在10名ほどとのことでございます。

○10番（森山義治君） ヘルパーの資格をお持ちの運転手さんが10人ほどとのことですが、休日や勤務体系、またほかの常務中などを考えますと、1日に2名から3名しか同行援護としては対応できないのではないかと予想いたします。

例えば、事前に外出日を定めて、同行援護のタクシーの予約を取れば、利用者は利用時間に集中することなく利用できることも考えられますが、いつでも、どこでも、誰でも利用できないことはとても残念であります。

そこで、利用しにくい要因として、第1にヘルパーの資格をお持ちの介護タクシーの運転手不足や利用料金が考えられるようでございますが、そこで同行援護指定事業者に支払われる1時間当たりの報酬は幾らなのでしょう。また利用者の自己負担がどのようになっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

サービス提供事業者支払われる基本報酬は、1時間以上、1時間30分未満の場合4,200円でございます。また利用者の自己負担は、ほかの障害福祉サービスの自己負担と同じように原則1割ですが、上限額が決まっております、生活保護受給者や市県民税非課税世帯の方は自己負担はありません。ただし、タクシー料金については別途かかります。タクシー料金につきましても、市民税所得割非課税等の条件はありますが、手帳所持者は年1回タクシー手当は支給されております。

○ 10 番（森山義治君） その基本方針については理解ができましたし、サービス提供事業者は別府市は報酬を支払うということで、個人負担としてはタクシー料金だけということも理解はできました。

そこで、この事業に類似した事業として、地域生活支援事業の中に移動支援事業があるようですが、この同行援護事業とどのような違いがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○ 障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

同行援護は、視覚に障害のある方への外出時の支援であります。また移動支援は、重度の身体障がい者、知的障害または精神障害があり、外出時に移動の支援が必要と認められる方への支援でございます。

○ 10 番（森山義治君） 支援は理解できましたけれども、現在、高齢者でひとり暮らしの方は、特にこの同行援護事業は利用しにくいところのことで、大変困っているようであります。

そこで、例を挙げますと、買い物に対しては東京都の町田市のように、買い物支援や買い物代行などの内容をまとめたものに、別府市はさらにこれに手を加えて、別府市独自の障害に応じたガイドブックを作成していただきたいと考えますが、いかがでしょうか御見解をお尋ねいたします。

○ 福祉保健部長兼福祉事務所長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者や障がい者などの、いわゆる買い物弱者の問題は全国的な問題だと承知しており、本市においても重要な課題であるというふうに認識しております。

この買い物弱者の方々を救う方法の1つとして、町田市のような買い物支援の内容をまとめた情報提供も有効な方法だと思われませんが、現在、別府市でも宅配サービスや移動販売など、高齢者の買い物支援などを目的に地域資源の情報を収集している状況もありますので、それらの情報も参考に、また産業経済部とも連携しながら、議員提案のガイドブックも含め情報提供のよりよい方策を検討してまいりたいと考えております。

○ 10 番（森山義治君） はい、ありがとうございます。

高齢者や視覚に障害をお持ちの方など、わかりやすく利用できるガイドブックの作成を、ぜひお願いいたします。

また、タクシーの運転手不足は、福祉部門に影響していることをしっかり認識をしておいていただきたいと思いますし、同行援護事業と移動支援事業は、ともに利用できる方策をぜひ担当課のほうで検討していただきますようお願いしまして、次に移ります。

次に、市営、県営住宅の入居についてお尋ねいたします。

超高齢化や人口減少社会の進展に伴って、今後の日本は世帯数は減るとともに、2040年には全体の4割がひとり暮らしの世帯になることが推測されているようであります。

そのような社会情勢の中で、別府市内に居住しております、ある病気をお持ちの後期高齢者で単身の方が現在入京しているアパートが解体予定で退去しなければならない、県営か市営住宅に入居しようとの思いで、市報を頼りに抽選に行ったのですが、2回とも外れてしまった。子どもは1人いますけれども県外に居住しており、なかなか言いにくいようでした。

そこで、年金が約10万円以内ですけれども、ありますので、アパートを借りるために不動産屋へ行ったのですが、高齢者で単身であるということをもとに理由にあきらめざるを得なかったという相談をお受けいたしました。また、生活保護は受けたくない御様子でありました。今後はそのような、ひとり暮らしの住宅難民や担当課への相談が増えてくるのが考えられます。

そこでお尋ねしますが、先ほど紹介したように、住宅に困窮されている方に対して、例えば6カ月あるいは1年期限で一時入居できる制度の創設や優先順位の決定方法など制度

の改善も必要ではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。現状と今後について御見解をお尋ねいたします。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

一時入居につきましては、災害により住宅を失った方など、限定的に運用をしております。

また優先措置につきましては、公募による落選回数に応じまして当選確率が上がる制度運用を行っております。先ほどの方のような事例におきましては、今後とも福祉部門やNPO法人と連携して、組織横断的に対応していきたいというふうに考えております。

○10番（森山義治君） この件につきましては、課長に相談をいたしました。担当課が親身になっていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、一時入居制度や優先措置につきましては、公平性や平等性を鑑みたときに、今のところ困難であると理解をいたします。

しかし、住宅に困窮されている方は、福祉部門やNPO法人などと解決を図るということではございますが、なかなか難しい面もあると思います。しかしながら、今回は了解をいたしました。

次に市営住宅の放置遺品についてでございますが、全国の公営住宅で単身入居者の死亡後に遺品が放置されている問題で、全国1,675自治体の17.7%に当たる297自治体が放置遺品を抱えているようであります。また、その放置戸数の合計が1,794戸。このうち放置期間が1年以上で、応募倍率が1倍以上の住宅が635戸あり、遺品が入居の妨げになっている実態があるようであります。また、そのうち放置期間は4年未満が462戸で、7割超を占めているようであります。別府市ではどのような状況でしょうか、お尋ねをいたします。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

御指摘の事案については、現在ございません。

この要因といたしましては、親族の方に連帯保証人になっていただく場合が多く、契約者が死亡された際、その方が相続人になり、退去手続を行うためというふうに考えております。

○10番（森山義治君） 別府市では、ないということですね。

入居するときの連帯保証人は親族の方が多いようでございますが、30年も40年も入居しておりますと、連帯保証人の方が入居者よりも先に死亡する場合がございます。そのような場合に放置遺品が発生すると思えます。

幸い、別府市では放置遺品が原因で入居の妨げにはなっていないとのことでございますが、今後、超高齢化が進展する中で、そのようなことも十分考えられます。

そこで、遺品の所有権は、まず故人の配偶者や子どもたちが継いで、その処分は原則全員の同意が必要であり、特定に時間がかかるケースが多いようであります。

そこで、国交省は2017年に、相続人が明らかでない場合でも、この遺品をほかの場所に移すことができることの方針を打ち出しているようであります。しかし、独自でその対応方針を策定している自治体は85自治体しかないようであります。今後、いざというときに入居の妨げにならないようにするためにも、事前にその対応方針を策定しておくべきだと思えますが、別府市は策定していますでしょうか。また、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

現在は、要綱の策定はできておりません。今後、御指摘の案件が発生するということが予想されますが、その解決には法的にも困難な課題が考えられます。

先日、県へ聞き取りを行った際、要綱などは未整備というふうな回答をいただいております。

ます。

今後は問題提起を行い、さらに協議をしながら、先進自治体の調査・研究を行いたいというふうに考えております。

- 10番（森山義治君） 別府市独自で対応方針は決定してもよいのではないかと考えるわけですが、課長答弁のように、まずは先進自治体の調査・研究を行って、早めに策定していただきますようお願いをしまして、次に移ります。

次に、横断歩道付近のキッズゾーンについて、お尋ねいたします。

きのう13番議員からも質問がございましたが、日本各地で園児や市民が犠牲となる交差点付近での重大事故を見まして、その後、市内の交差点付近を注視しながら運転をするとともに、友人や知人から交差点付近の防護柵について御意見を受けました。

そこで、別府警察署を通して防災危機管理課にお聞きしましたところ、平成30年の主な事故では12月に、交差点ではありませんが汐見町で死亡事故が1件発生をしているようですし、別府市内で交通事故の多い交差点は国道10号の北浜や東別府の交差点、また別府郵便局や九州横断道路入り口の交差点が、特に多いとのことでありました。そこに横断歩道が設置されますよと報道がなされました国道10号の北浜の交差点や、さきに申しましたそれぞれの交差点など、幹線道路の交差点の四隅にもガードレールやパイプなどで、いざというときに少しでも身が守れますように、防護柵の新設は必要ではないかと考えます。また、通学路であれば、さらに重要だと考えます。これまで市でも、防護柵やカーブミラーの設置については個別に対応していただいておりますけれども、全国的な重大事故を契機に、国道や県道の管理者や警察と連携をし、危険個所を見極め協議を進めていただきたいと考えておりますけれども、今後の方向性があれば教えていただけますでしょうか、お尋ねをいたします。

- 道路河川課長（松尾益治郎君） お答えいたします。

昨今の交通事故に伴い、大分県より別府市内において同様な危険な交差点がないかとの聞き取りがあった段階でございます。今後、大分県などと具体的な動きがあると思いますので、県、警察など関係機関と協力をしながら協議等を進めてまいりたいと考えております。

- 10番（森山義治君） ドライバーの安全運転がまずは大事であります。早めの協議を進め、ぜひ防護柵の設置をお願いいたします。

次に、公用車に対するドライブレコーダー設置についてでございますが、これも平成30年第2回市議会定例会で一度質問させていただきました。その際は、同年5月に発生しました、小学2年生の女児が下校中に連れ去られて殺害された事件などを説明いたしました。また、公用車の事故の過失などの損害賠償を鑑みて質問をいたしました。

先ほども申しましたが、今回のたび重なる重大事故で若い命が失われております。特に令和元年5月28日に発生した、神奈川県川崎市で通り魔が次々と16人の小学生や大人を包丁で刺した事件では、小学校4年生の女児と30代の男性が犠牲になっております。この事件の様子がスクールバスのドライブレコーダーに写っており、事件の解明に役立つようでもあります。

そこで、職員が庁舎から公用車で出かける場合は、必ず行き先や時間など届け出ているようではありますが、別府市内で事故や事件の発生時にドライブレコーダーを取りつけた公用車が通りすがれば、必ずその事件や事故の解明に役立つことは明らかであります。

最近では、レンタカーで別府市を訪れる、インバウンドのお客様も多いようであります。そのようなことを鑑みた場合、動く防犯カメラと言われておりますけれども、ドライブレコーダーの種類には、車が停車中、何らかの動きを検知いたしますと撮影もできるようあります。前回の答弁で、調査・研究を進めてまいるということではありましたが、その後

どのように検討をされたのでしょうか、進捗状況をお尋ねいたします。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

昨年、議員より御提案をいただきまして、公用車のドライブレコーダーの設置について検討を行いました。その結果、基本的には車両の更新に合わせて設置していきたいと考えております。本年度、市で購入する公用車3台につきましては、ドライブレコーダーを設置することとしております。

○10番（森山義治君） 本年度ドライブレコーダーを取りつけられている公用車を3台購入していただけるということは、既に決められているということで理解をいたしました。メーカーによっても値段はそれぞれ違いがあると思いますけれども、先ほど申しましたように、停車していても24時間対応するドライブレコーダーもあるようであります。

別府市所有の公用車が、工事車両、消防車両、ごみ収集車両を除いて80台と、前回答弁をお聞きしておりますけれども、3万円程度のものを取りつければ、総額は240万円ほどであります。今回の既定予算で、商店街の防犯カメラ取り付けに600万円の予算が計上されておりましたように積極的な取り付けを望みますが、どのようにお考えでしょうか。御見解をお尋ねいたします。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

ドライブレコーダーを設置することにつきましては、その重要性は十分に認識をいたしております。

しかしながら、現在、市で所有する公用車につきましては、購入後10年を越える車両が50台程度ございます。このため、今後の車両更新を踏まえ、公用車の運用について工夫するとともに、費用対効果、市民の安全に役立つことを考慮し、引き続き車両更新時に合わせてドライブレコーダーを設置していきたいと考えております。

○10番（森山義治君） 費用対効果、そういう観点から新車購入時に順次取りつけているということですが、ちょっと何か遅いんじゃないかならうかと私自身思っております。早く全公用車に取りつけるのがベストと考えております。あってはなりませんけれども、市民の事件や事故の解明に役立つことは、また公用車での職員の交通事故の損害賠償の負担割合にも役立ち、金銭的にも効果は、10年を見据えたときにあらわれてくると考えております。早く全公用車に取りつけられますことに期待をいたしまして、次に移ります。

次に、妊産婦の移動支援についてでございます。

まず、出生数の推移と合計特殊出生率についてお尋ねしますが、少子化、人口減少社会が進展する今日、その少子化対策の1つとして、10月より幼児教育、保育無償化が実施されるようであります。また、それぞれの自治体では、婚活支援事業や子ども・子育て支援事業、さらに育児介護休業制度など、働き方改革も増えて、さまざまな少子化対策を講じているようであります。

そのような状況の中で、厚生労働省は2018年の人口動態統計を発表した中で、1人の女性が生涯に産む子どもの推計人数を示す合計特殊出生率は1.42となり、3年連続で低下し、死亡数から出生数を差し引いた自然減が44万4,085人と、初めて40万人を越えたことが明らかにされております。また、婚姻件数は58万6,438組で、戦後最少だったようでもあります。

大分県では、きょうの朝刊に2,018年度の有効動態統計が発表されておりましたけれども、出生数は8,200人で、1889年以降7年連続で最少、また死亡率が出生数を上回る自然減は、戦後最大の6,303人となっており、その中で2017年度比で出生数は458人減る、女性1人が生涯に産む子どもの数を推計した合計特殊出生率は2年連続で下がり、1.59となっているようであります。人口減少に歯どめをかける対策は急務であることも、掲載をされておりました。

そこで、きのうの11番議員と重なる部分もございますが、別府市においてはどのような出生状況なんでしょうか。それぞれ過去3年間の出生数の推移と合計特殊出生率の推移について教えてください。

○福祉保健部参事兼健康づくり推進課長（猪股正彦君） お答えします。

出生数と合計特殊出生率の過去3年間、平成27年から29年の状況でお答えいたします。

まず出生数についてですが、平成27年が846人、平成28年が809人、平成29年が788人で、29年は前年より21人減少となっております。

次に、合計特殊出生率についてですが、平成27年が1.34、平成28年が1.34、平成29年が1.40で、29年は前年より0.06ポイント増となっております。

○10番（森山義治君） 人口減少や晩婚化の影響と考えられますが、出生数は別府市も平成28年度比で3から5%減少していることが理解できました。

また、合計特殊出生率は別府市は1.40で、平均以下となっていることも理解はできました。

まず、女性が出産するまでには、妊娠の兆候があり、病院で妊娠確定の診療を受けましたら、健康づくり推進課に妊娠届出書を提出して、そして母子健康手帳をいただき、その後、出産・育児となっていくようになります。その間の妊婦検診の手段としては、家族などに自家用車で送っていただく場合や自分で車を運転していく場合、また公共交通機関や徒歩で行く場合など、さまざまな移動手段が考えられます。その中で公共交通機関の利用は、より安全に移動できると思われまして、前回の質問でもございましたけれども、マタニティマークを付けておりましたら、そのマークに気づいた乗客などによる手助けも考えられます。

そこで、別府市として妊婦さんの移動に対してどのような移動支援事業がありますでしょうか、お尋ねをいたします。

また、妊婦から出産までの普通分娩までに何回ほど通院するのでしょうか、お尋ねをいたします。

○福祉保健部参事兼健康づくり推進課長（猪股正彦君） お答えします。

現在のところ妊婦検診等を受診する際の移動手段に対する支援は、行っておりません。

次に、妊娠から出産までの通院回数についてですが、妊娠中に何回通院されるのかは、母体や胎児などの心身の状態や状況等により、おのおの異なっており、詳細な回数については把握できておりませんが、女性は助成を行っている妊婦検診の14回と、妊婦歯科検診1回の、合計15回の通院については把握しております。

○10番（森山義治君） 別府市におきましては、出産までに妊婦さんの移動支援はないということと、15回程度妊婦検診に行くということは、理解はできました。

また、出産までに国が、2025年度末までに出生率の目標を1.8としているようですが、妊婦中の女性が産婦人科などの病院にかかる際に、例えば自己負担が3割の場合で初診料おおよそ230円、再診料おおよそ110円、ほかの患者よりも余分にお金を支払う、凍結中の妊婦加算制度が来年度に再開される見通しのようでありまして、出産までには交通費や診療費を含めて多大な費用が必要のようでありまして、そのような多大な出費を考えますと、出産をためらう方もいらっしゃるのではないかと考えます。

そこで、妊娠をしてから通院までの移動支援に対する助成制度も重要ではないかと考えます。現在、別府市では妊婦への移動支援事業はないようでありまして、出産までの負担軽減策として、より安全・安心して移動できますJRでも使用可能な交通系のICカード、また5,000円分のタクシーチケットなどを移動支援事業として給付していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか御見解をお尋ねいたします。

○福祉保健部参事兼健康づくり推進課長（猪股正彦君） お答えします。

別府市の将来を担う大切な子どもを育む妊婦への支援は、重要なことと認識しております。今年度は、妊娠中からの口腔内の衛生管理を目的に、新たに妊婦歯科検診の実施を始めたところでございます。

議員からの御提言の件につきましては、大分県内の市町村を調べたところ、現在、移動支援の助成を実施しているのは姫島村のみで、船賃の助成をしているようであります。

今後、その他県外でも実施している市町村の支援状況や方法等について調査を行い、別府市での実施の可否等も含めまして研究させていただきたいと考えております。

- 10番（森山義治君） バスやタクシーのない、こんなことを言ったら失礼なんですけれども、姫島村では船賃の助成があるようなんですけれども、東京の葛飾区では5,500円の交通系ICカードを給付しているようであります。

先ほど申しましたように、女性が妊娠したときからの支援が重要だと考えております。また、そのことが出生数や合計特殊出生率の向上につながる一助だと考えておりますので、今後タクシーやバス、またJRなど移動できます移動支援事業をお願いを申し上げまして、時間が余りましたけれども質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 9番（三重忠昭君） 改選後初の定例会でありますけれども、またこれから4年間、市長を初め執行部の皆さんよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告の順に従って早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に学校給食について。順番としては、学校給食をどのように捉えているかというところ、それから2番目に、先般学校給食施設あり方検討委員会から出されました意見書の中身について、それから今後の対応について、この順番で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、きょうは19日でありますけれども、たしか毎月19日は食育の日であったというふうに思っております。学校給食の目的の1つにも、この食育の推進があります。今議会一般質問初日も、先般のこの学校給食施設あり方検討委員会からの意見書が示され、今ある共同調理場の建てかえそして各学校にある単独調理場も老朽化、それから衛生管理の観点から、センターに一元化することが望ましいといった方向性の意見書を受け、多くの議員から質問がされました。

まず、私はこの質問に入る前に冒頭で申し上げておきたいのは、老朽化によって共同調理場の建てかえは理解はしています。ただ、食育や子どもたち、それから保護者にとって大きなメリットがある単独調理場を全てなくして、センターに一元化することに対しては、それはちょっといかなものかなど。本当にそれが子どもたちや保護者にとって、よりよいものとなるのかというスタンスで今回の質問をしていきたいと考えています。

まず、そこでそもそもこの学校給食が始まった経緯から聞かせてください。

- スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

学校給食は、明治22年1月24日、山形県の小学校で貧困児童を対象に無償で提供したのが始まりと言われておりますが、戦争の影響などによって中断されました。

戦後になり、食料難による児童の栄養状態の悪化を背景に給食再開の声が高まり、学校給食が再開されております。その後、昭和22年に全国の都市で給食が開始され、別府市においても同じく昭和22年、現在の別府中央小学校で最初に学校給食が開始されております。

また、昭和25年度に学校教育による教育効果を促進する観点から、1月24日より30日までの1週間を学校給食週間といたしております。この学校給食週間におきましては、学校給食の意義や役割について、児童生徒や教職員、保護者や地域住民の理解を高めるため、さまざまな行事を行っているところでございます。

- 9番（三重忠昭君） ありがとうございます。

それでは、この学校給食の目的について聞かせてください。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、学校給食の普及及び充実、学校における食育の推進を図ることを目的といたしております。

○9番（三重忠昭君） 学校給食が始まった経緯それから目的は、今わかりました。

それでは、現在の子どもたちの健康そして食にかかわる環境がどうなっているかを、聞かせてください。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

子どもたちを取り巻く社会環境や生活様式の変化は、子どもたちに多くの恩恵をもたらしている反面、心身にさまざまな影響を及ぼしております。中でも、生活習慣病の若年化を初め、歯と口の健康問題、またアレルギー疾患等の健康課題が顕在化しております。子どもたちの食生活を取り巻く環境も大きく変化し、食物アレルギーで給食において除去食等の対応を必要とする児童生徒は増加傾向にあります。さらに、偏った栄養摂取など子どもたちの食生活や生活習慣の乱れによる肥満、痩身傾向などが見られ、また運動習慣のない児童生徒が多くなっており、大分県では肥満傾向児出現率が全国平均を上回っている現状もあります。また、孤食や、朝食を食べることなく登校している児童生徒も増加しており、中には子ども食堂を利用する子どもも見受けられております。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。

それでは、そういう子どもを取り巻く状況に対して、改善するためには何が必要であるか、どのように考えていますか。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

子どもたちの食習慣、生活習慣の改善や食習慣の形成、食に関する理解の促進のため、家庭での取り組みとともに、学校においても各教科において、学校給食が生きた教材として活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心とした食に関する指導を推進することと考えております。

○9番（三重忠昭君） 今、答弁の中で、家庭での取り組みということもありましたし、学校での取り組みという答弁もありました。ただ、この家庭での取り組みはもちろん、私は大切だというふうに思っています。ただ、やはり共働き家庭の増加であったりとか、答弁の中にもあった、子どもが家に帰っても一人で食事をする孤食、また朝食を食べないで学校に登校して来る子どもの増加、さらには子ども食堂のニーズの高まりなどがあります。最近では、夏休みが終わると子どもたちがやせ細って2学期に来るという、そういう調査結果も出ております。なかなか、やはり家庭での対応が難しくなっているのかなというふうに思っておりますが、学校においてはその学校給食が生きた教材として、いわゆる食育それから作り手、食べる側の顔が見えて、意思疎通の図りやすい単独調理場の重要性は、私は今ますます増しているのではないかなというふうに、私はそのように考えていますが、今質問をさせていただきました学校給食の始まった経緯それから目的、子どもたちを取り巻く状況、そういった状況を踏まえた中で、教育委員会としては共同調理場と単独調理場では、どちらのほうが子どもたちにとって、よりきめ細かな対応ができると考えているか、もしよろしければ教育長が答弁してください。

○教育参事（稲尾 隆君） お答えいたします。

現在、本市におきましても、単独調理場と共同調理場を運営しております。児童が食べる給食と生徒が食べる給食の大切さは同じだと考えております。小学校から中学校まで、それぞれの発達段階に応じて、栄養教諭等が栄養価の高い給食を、献立を作成し調理し提供しているところでございます。

今どちらかということでありまして、もし調理場に差があるとすれば、それはや

はり工夫・改善していかなければならない問題だと思えます。

今回、意見書が出ました。私どもの考え方として、今単独調理場、共同調理場ともに施設が老朽化して、今後、安全・安心な給食を提供していくためには、全ての調理場を学校給食衛生管理基準に適合させて、そして給食を提供していくということで優先的に、先ほど話が出ております検討委員会を設置して協議を行っていただきました。したがって、検討委員会におきましては、どちらが望ましい、あるいは望ましくない、そういったゼロか一かという、そういう消去法ではなくて、給食が抱える全ての課題を解決するというを前提に、総合的な視点で検討していただいた結果、給食調理場の一元化が、望ましいという提言になったというふうに理解しております。

- 9番（三重忠昭君） 私も決して共同調理場でつくっている給食がだめだとか、単独調理場でつくっている給食がだめだとかというふうな思いは毛頭持っていません。それぞれの調理場でその職員の方々、いろんな工夫を凝らしながら、本当に子どもたちのために一生懸命頑張ってくれております。

ただ、私が先ほど質問したこれまでの経緯とか目的であったりとか、それから子どもの置かれている現状、これにとってゼロか百かとはいいませんけれども、どちらがメリットがあるかというふうなことについては、実際このあり方検討委員会の中でも、単独調理場のほうがやっぱり子どもたちそれから保護者たちに対して直接メリットがあるということは、実際この評価で出ているわけですね。だから、その答弁に対して私は、またそれに対して反論とかそういうふうには思わなくて、率直な問いに対して実はそういう答えが出ているわけですね。だから、私が何でこれを聞いたかという、やはりちょっと教育委員会としてそういった経緯とか目的であったりとか、本当に子どもたちが置かれている現状をどこまで、その施設云々の話は抜きにして、どこまでそれを考えているのかなという、ちょっとそこら辺に、私個人ですけれども、やっぱり疑問がわいてくるわけです。

まあ次の質問に入りますけれども、このあり方検討委員会の中で定性的評価、いわゆる数字や形であらわせない評価というものが出されています。共同調理場それから単独調理場のメリット、デメリットはどのように出されているのか、またそれとあわせて定量的評価ですね、これはどのようなものを教えてください。

- スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

定性的評価につきましては、単独調理場方式のメリットとしまして、喫食までの時間が短く、温かいものは温かく冷たい給食は冷たく提供できる、食中毒が発生した場合の被害が最小限、食育指導がしやすいなどとされておりまして、デメリットといたしましては、規模が小さく機器の自動化が図れない、汚染区域と非汚染区域の区別化ができない、食物アレルギー対応の専用室が設置できない等の課題が上がっております。しかし、13校全ての単独調理場を改修すると整備コストが高額となる、また衛生管理基準を満たすためには施設を拡張しなければならず、施設拡張用地を学校敷地内に確保することが困難、また運動場等の縮小は学校教育活動に与える影響が懸念されるとされておりまして。

一方、共同調理場方式のメリットとしては、大量調理のため作業効率がよい、調理業務を完全分業化できる、アレルギー対応専用室により安全面を確保できる、集中管理により事務の効率化や施設整備、維持管理費のコスト縮減が図られるなどとされておりまして。

デメリットとしては、食中毒が発生した場合に市内各校に広がる、給食の配缶及び配送の時間が必要となる、献立に制限がある、アレルギー対応で調理場と保護者の連携がとりにくい、栄養教諭等の食育活動の時間が少なくなる等の課題が指摘されておりまして。その課題解決につきましては、給食の2献立制の実施、二重食缶の活用、配送ルートの工夫等で解決可能になるとされておりまして。

なお、定量的評価につきましては、単独調理場方式と共同調理場方式における人件費、

管理運営費、建設費を一定の仮条件のもと概算で算出したものを提示いたしております。

単独調理場方式では、施設整備費約 59 億円、管理運営費約 4 億 5,000 万円、共同調理場方式では施設整備費約 35 億円、管理運営費約 3 億 4,000 万円と算出いたしております。

○9 番（三重忠昭君） はい、わかりました。

それでは次に、この一般質問の初日にこの給食施設のあり方について、私以外に 4 名の議員がこれまで質問をされてきましたけれども、その際には、意見書の中でも書かれていますが、この議場でのやり取りの中でも頻繁に、この安全で安心な給食ということが答弁の中でも再三言われておりましたが、そもそもこの安全・安心な給食とはどういうことを指しているのかを聞かせてください。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

学校給食衛生管理基準を重視した施設で調理された給食、HACCP の考え方に基づく衛生管理の徹底、栄養、衛生指向に配慮した豊かな献立、安全・安心な食材の調達、栄養バランスのとれた給食、地産地消の食材の活用、また食物アレルギー対応が必要な子どもたちに対してアレルギー除去食を提供するために、学校全体で共通理解を図り、連携・協力する等が、子どもたちが安心して食べることのできる給食だと考えております。

○9 番（三重忠昭君） それでは、先ほどのやはり単独それから共同調理場それぞれの方式のメリット、デメリット、そして今答弁がありました安心・安全について見ても、子どもたち、保護者にとってもよりよい方法は単独調理場ということがやっぱりうかがえるわけです。数字や形であらわせない定性的評価を見ても、これはもう明らかなんですね。温かいものは温かく、冷たいものは冷たいうちにおいしく食べられる。万が一食中毒が発生した場合は、単独調理場であれば被害が最小限に抑えられる。また先般、異物混入が起きてしまいましたけれども、これも共同調理場であれば、市内全部の給食は回収になったと私は思っています。さらに、災害が起きて共同調理場が被災した場合は、給食そのものがストップしてしまう、これは実際、熊本・大分地震で中学校がそのようになりましたよね。たしか 3 日間か 4 日間ぐらい簡易給食になったと思うんですけども。やはり共同調理場の場合は、リスクの分散ができないというふうに、私は思っているんですよ。それ以外にも、例えば、これは食育にかかわることかもしれませんが、県が進めている地産地消の推進であったりとか、やはり先ほど答弁にあった今アレルギー、子どもたちが増加をしているというところで、このアレルギー対応における保護者との連携など、やはりずっとこう今話を聞いてみたり、この評価を私も見ていくと、この単独調理場のメリットというのは、子どもや保護者に直接かかわる部分がやはり多いんですよ。

一方、共同調理場、一元化した場合のメリットというのは、当然といえば当然かもしれませんが、設備とか事業の効率化とかコスト面、そういったところがやはり出てくるんですね。しかも、そのコストというところで比較した場合には、ただ土地の取得費用なんかはまだ入っていないわけですから、実際どのくらいの差があるかというのは、今のところ不明なところがある。

また、仮に共同調理場に一元化されたとしても、意見書の中でもこの単独調理場のメリットの部分については、それを上回るものをするべきだというふうなことが言われていますけれども、これは現時点ではまだ努力義務というか、その形がまだ見えないわけですね。決して担保されているわけではないわけです。ましてや、これが直営でなくて民間への委託となれば、やはり利益が優先されることが予想されますから、さらに難しくなるのかなというふうに私は感じています。

ただ、そうは言うものの、本当であれば共同調理場も建てかえて、今ある単独調理場を全て改修していくお金があれば、本当にこれが望ましいと思います。ただ、確かにそれは難しいということは私も理解できますし、理解はしています。しかし、子どもとか保護者

にとって直接かかわるメリット、そして真の安心・安全な給食を考えたときに、できる限り単独調理場も継続をしていく、実際に検討委員会の中でも親子方式というような言われ方をしていましたけれども、こういうことが議論されておりますが、やはりこういうこと、予算措置も含めて再考する必要があると私は考えていますが、どのように考えていますか。

○教育参事（稲尾 隆君） お答えいたします。

今議員から御指摘があったように、意見書におきましても記載しておりますけれども、食育等において単独調理場のほうが有利とする意見はありました。ただ、共同調理場のほうが効率性だけを重視しているというわけではなく、例えば食中毒の発生を防止するという観点からしても、汚染区域と非汚染区域との遮断、あるいはアレルギー対応においても、専用室を設置して専用の職員が除去食等の対応に当たるといったようなことを最優先したということでもあります。

その中で今、親子方式というお話がございました。これについても検討委員会の中で、1つの小学校が複数の小学校に配食する方式は考えられないかという意見がありました。しかし、単独調理場方式と同様に、敷地の確保そして財政的な負担が課題解決は難しいということから、難しいと判断されたところであります。

現状、本市の単独調理場は1校当たり400食規模といった小さな小学校が多く、仮に複数校で倍以上の配食をすると仮定した場合に、今回申し上げておるように学校給食衛生管理基準に基づくドライシステム化とあわせて施設の大幅な拡張が必要となります。また、自校ではなく他校に配食するとなりますと、建築基準法の工場という形になります。やはり学校用地という教育環境あるいはその周辺の環境ということにも配慮する必要があると考えております。

○9番（三重忠昭君） 我々議員はここで、この議場でこういうやり取り、それからこの質問に至るまで教育委員会等ともこういうやり取りができますけれども、実際こういう部分というのが、やはり当事者である、子どももそうですけれども、保護者ですね、こういう人たちにどのくらいまで、その教育委員会の考えであつたりとかこのあり方検討委員会、これ一応公開にはなっていましたし、議事録等も全部ホームページに出ていますけれども、やはりきちんと教育委員会としても、これを説明していく必要が、保護者に対して説明をしていく必要が私はあると思っていますんですが、それについてはどのように考えているのでしょうか。

○教育参事（稲尾 隆君） お答えいたします。

今回、教育委員会として早急に解決しなければならないという、この学校給食施設の今後の方向性について、有識者、保護者それから学校給食関係者等から成る検討委員会を設置して、そのそれぞれの立場から5カ月間にわたって協議を行ってまいりました。

今後につきましても、この意見書を踏まえて保護者や関係者の皆様に説明会等を開催して、御意見等をお聞きしていきたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） 説明会はもちろんですけれども、今答弁の中でちょっと言っていたいただきましたけれども、やはり保護者の意見をしっかりと聞いていってほしいと思います。場合によっては、そのアンケート調査等をとりながら、やはりきめ細かな意見を吸い上げていってほしいと思います。

確かに、共同調理場はかなり老朽化が進んでいますから、いち早い建てかえというそういう時間的な制限も私もそれは理解していますけれども、そんなに長く時間をかけられる、かけてはいけないと思っていますけれども、しっかりとやっぱり保護者の意見を聞いていってほしいと思います。特に、やっぱりアレルギー対応を必要としている保護者は大変な心配を抱えておりますので、ぜひ、この施設のあり方であつたり調理場方式についても、丁寧に保護者の意見を聞いて対応していただきたいと思います。

それと、これ最後になりますけれども、正直言って1つ苦言を言わざるを得ないというふうに思っています。

それは、幼稚園を含め公立の小中学校にエアコンを導入する際、導入に当たって多額の費用それから財源が必要になるということから、この議会においても複数の会派から教育委員会に対してその説明が求められたことは記憶があると思います。その説明に対する教育委員会の答えが、耐震化工事を初め教育委員会所管の大型事業が終わり、一定の財源の確保がついた。また、エアコン導入事業によって別の教育事業に影響を与えないことについて関係機関と十分に協議を行い、子どもたちのための教育を推進していくなどの、これ以外3つありましたけれども、答弁がされたというふうに私は記憶しています。

この答弁と今回のこの給食施設のあり方におけるこれまでの一連の議論またこの議会でのその答弁を聞いていると、どうもやはり教育委員会の対応というか、そういうもののちくはぐさというか、ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが、行き当たりばったり感が、正直否めないんですよ。私、決してこのエアコン導入を批判しているわけではありません。これは子どもたちや保護者からも本当に喜ばれています。私も、今申し上げた教育委員会のそのときの説明を聞いて、それならということで賛成をした1人でもあります。このエアコンについては、本当に子どもたちや保護者からも本当に喜ばれていますし、実際に今でもその声は私の耳にも届いています。

ただ、やはりこの単独調理場いわゆる自校方式の給食ですね、これはやっぱり別府の中で72年の歴史がある重要な教育財産なんですよ。子どもや保護者、それからお米や食材をつくっている地域の方にとっても、メリットのある、意義のある施設なんですよ。本当に大切にしていかなければならないと私は思っていますし、子どもたちそれから保護者にとっても本当に大事なものは何なのかというのをもうちょっと真剣に考えていってもらいたいと、私は勝手ながら思っています。

そして、市長にもお願いをしたいと思います。一般質問初日に加藤議員も言われておりました。先ほど申し上げたエアコン全校配置そしてトイレの洋式化など、子どもの安心・安全と環境整備を最優先にしてきた政治家としての市長の思いに高い評価を、加藤市議しておりましたし、私もそれは同じ思いです、同感であります。

実際に、ことしの春の選挙でしたけれども、やはり市内を回っていても、同じ子育て世代の方から、市長よくやってくれているね、こういう子育て支援とか環境とか、先般も通院費の助成を検討する云々もありましたけれども、本当にそういう声をよく聞きます。そういった取り組みが、戦後初の無投票当選、これにつながった一因なのかなというふうに私も感じていますけれども、話をもとに戻しますけれども、この給食施設のあり方、共同も単独調理場も含め老朽化などが進み、確かにそういった観点からの安心・安全もあると思いますし、厳しい財政運営も考えていかなければならないことは、私も理解をしています。そして子供たちや福祉に還元していくために、基幹産業の観光で稼ぐということも、少しは今のところ理解はしております。

ただ、やはり次の時代を担っていく子どもたちとその教育にとって、よりよい環境をつくっていくために、これからもぜひともお願いをしたいというふうに思いますし、私もこれから4年間しっかりと頑張っていきたいというふうに思っております。

答弁をどうしようかなと思っておりますけれども、どうしましょうか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

学校教育におきましては、安全が最優先するものと思っております。エアコンにつきましては、本当に熱中症等、子どもたちの安全を脅かすような社会状況、環境状況がございましたので、市長部局、市長を初め議員の皆様本当に感謝しているところでございます。

給食も食育も、学校教育の中の重要な施設でございます。この数十年間、本当72年間

この単独調理場と共同調理場で子どもたちの食育を推進してきましたけれども、非常に、耐震化の問題あるいは学校給食衛生管理基準に適應してないような状況があると。ましてや汚染作業区域と非汚染作業区域の分断、そこの境とかそういうものが非常に子どもたちの安全給食を脅かすような状況があるという状況もございます。

そういう意味で、この検討委員会の皆さんが慎重審議していただきまして今回、今後別府市の学校給食のあり方についてはどうあるべきかという御提言をいただいておりますので、議員さんおっしゃいますように、今まで単独調理場が担ってきた役割というのは非常に価値のあるものだと思っておりますのでございますけれども、この意見書をしっかりと踏まえて、保護者あるいは学校関係者の御意見も十分伺いながら、また市長部局と協議をしながら、今後、別府市の給食の施設のあり方につきましては、早急に構想に着手しなければいけないと思っておりますのでございます。ありがとうございます。

○市長（長野恭紘君） お答えをさせていただきます。

まず検討委員会の中では、相当にいろんな方々が突っ込んだ率直なやり取りがされたというふうに報告を受けておりますし、私も実際にペーパーも読ませていただきました。

その中で、結論としては教育委員会が今、これからどのような結論を出していくかということ、これはまた説明会等が、保護者の皆さん方に対して行われて決定をしていくというプロセスを踏んでいくんだらうというふうに思います。その中で、市長部局ともよく協議をした上で最終的な決断をしなければいけない時がくるんだらうというふうに思っています。

個人的な気持ちでいいますと、私も自校方式の給食のおばちゃんと当時、そのおばちゃんたちの年齢を僕は今越えたわけでありましてけれども、給食のおばちゃんとの会話を楽しんで、いろいろなことを教えてもらったり会話を楽しんだりしたこともありますし、当然、中学校は共同調理場でありましたから両方経験をしておりますし、現実、私も今小学生をまだ2人抱えています。私にとっては他人事ではないんですね。やはり、これは個人的な感情とか思いという部分と、まちを運営していかなければいけない、長期的に見てどうなのかということ、やはりこれは2つの観点で考えていかざるを得ないというところの苦しいところがあるんだらうというふうに思っております。教育委員会も、もちろんそうだと思います。15年間で約40億円のコストの差が出てくると、年間にすると2億6,000万円の違いが出てくると。これは、きのう医療費の一部助成をという答弁をしましたがけれども、年間3億円かかるそれをもうはるかに、はるかにというか網羅をしてしまうぐらいの金額になりますね。

その部分と、安全・安心でおいしい学校給食をこれから変わらずに子どもたちにもそして保護者も納得するようなものがすべて提供できるかということ、やはり勘案をして考えなければいけないというふうに思っています。思いの部分と、これから先のことを両にらみで考えていって、教育委員会とよく協議をして、また保護者の皆さん方ともよく協議をしながら、これからしっかりと答えを出さなければいけないんじゃないかというふうに考えています。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。ちょっと答弁を市長それから教育長からもいただきましたけれども、答弁をもらうように通告をしておりますでしたけれども、答弁をいただきましてありがとうございます。

当然、行政としてはその財政のこともしっかりと考えていかなければならないと思うんですが、それはもう私も理解しています。

ただ、先ほど市長が言われた子どものときの、その給食のおばちゃんとの関係、やっぱりこういう、何というんですかね、まさしくこのあり方検討委員会の中でも出されている定性的評価、数字や形であらわせない評価の部分、やっぱりそういうのが私は大事なんじゃない

ないかなというふうに思っているんですよ。ちょっと、それこそきのうも参事のほうとやり取りをしましたがけれども、ノスタルジーという意味じゃないですけども、やはり子どものときに家に帰ってきて、家の人料理をつくってくれて出しているのと、今の違いでいったらコンビニ弁当をぽんと置かれているのでは、それはどっちがいいのかという、それに対して、子どもに対してどんな影響があるのかということです。決して、これ共同調理場でつくっている給食がコンビニ弁当と一緒にだということ、そういう乱暴なことを言っているわけではないですよ。やっぱり、そういう気持ちの部分ですよ。こういうところは、やっぱり教育委員会もしっかりと大事にしていってほしいし、次の質問に移りませけれども、次の児童虐待に移りませけれども、こういったものも一概には言えないけれども、子どものときに虐待を受けた人が親になったときに、やっぱり子どもに虐待をしているんですよ。そういう事例が多いわけですよ。だから、そういうことを考えたときに、今の社会のありようとかを考えたときに、やっぱりこの給食も、ただ単に給食ではなくて、そういう気持ちの部分というのを行政がしっかりと、今、子どもたちのそういう厳しい状況があるわけですから、この食に関して厳しい状況があるわけですから、こういったところをしっかりと公が責任を持って、やるべきところはやっていく、これは私は重要じゃないかなというふうに思っています。これは、いずれにしろ今回の質問で終わるつもりはありません、また今後の経緯も見ながらこの学校給食については質問していきたいというふうに思っています。

それでは、次の児童虐待防止について質問に入ります。

残念ながら、この児童虐待事件は後を絶ちません。本当に、深刻な社会問題となっています。北海道それから東京の目黒区、千葉県野田市、つい先日は新潟でもありました。残念なことに、この大分県内でも佐伯市、これことしに入ってからですね。佐伯市、豊後高田市それから杵築市、日田市で、まことに本当残念ながら別府市でもつい先日起きてしまいました。

本当に、ここ数年だけ見ても、この児童虐待の深刻さが改めて突きつけられているというふうに感じています。こういった状況を受けて、児童虐待防止法それから児童福祉法の改正が、きょうの新聞ではきょうにも成立というふうなことも書かれておりましたけれども、やはり別府市においても、この児童虐待根絶、防止に向けて、日ごろから子どもたち、それから親・保護者への支援体制を充実していかなければならない、その機能強化を図っていかなければならないというふうに考えております。

当初、現状はどうなっているかという質問をしようと思ったんですけども、先日、穴井議員のほうから質問がありまして、この児童相談に関する件数が約400件、その中で約200件が、ここ3年間ずっと、その虐待にかかわる相談という、そういう御報告もありましたし、その虐待の内訳についても約170件の内訳が、身体的虐待が47件、心理的虐待が86件、それからいわゆる養育放棄、怠慢といったネグレクトが37件、それから性的虐待が2件あるということでした。毎年、大体この200件の虐待の相談が寄せられているということでもありますけれども、そういった相談に対して、別府市の支援体制が今どうなっているのか、お聞かせください。

○子育て支援課参事（宇都宮尚代君） お答えいたします。

別府市では、子どもを守るネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置しております。

この協議会は、市長を会長に福祉、保健、教育、医療、警察などの各関係機関の代表者や実務者で構成され、虐待を受けている児童の早期発見や、その要保護児童の適切な保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を行うために、関係機関など相互の適切な連携と情報共有を行うことを目的としております。

活動は、大きく3つございます。1つ目は、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者、または特定妊婦に関する情報の交換及び支援内容の協議です。

2つ目は、支援対象児童などの適切な保護または支援に係る広報・啓発活動の推進です。

そして3つ目は、その他支援対象児童などの適切な保護または支援の対策に必要な事項の協議です。

この要保護児童対策地域協議会においては、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議と3層構造になっておりまして、個別ケース検討会議においては、支援対象児童などに直接かかわる関係機関の職員などによって、適時開催をしております。

これまで以上に皆様と相互に情報の共有や連携を図りながら、早期発見や子どもと保護者への適切な支援に努めてまいります。

また、子どもを取り巻く養育環境の質を高めようと、要保護児童への対応にかかわる方たちが別府子ども福祉塾を立ち上げ、平成24年3月第1回開講から月1回のペースで勉強会が行われております。会は既に50回を越え、予防的な視点で各機関がつながり合い活動されています。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。

今、答弁の中にもありましたけれども、この別府子ども福祉塾、私の記憶では平成23年11月、これも本当に残念なことでありましたけれども、天満町のほうで幼児虐待死事件が起きたことにより、もう二度とそういったことを繰り返さないためにも、日ごろから市内子どもたちにかかわるさまざまな立場の方が集まって、意見交換や勉強会を開いています。私も可能な限り参加をさせていただき、勉強をさせていただいているところであります。とても重要で大切な取り組みであるなというふうに私も思っています。

そしてもう一つ、今答弁にありました要保護児童対策地域協議会、要対協においても、皆さんと相互の情報の共有や連携を図りながら、早期発見や子どもと保護者への適切な支援に努めていただいておりますことに対して、本当に敬意を表したいと思っております。

ただ、やはりさきに申し上げましたけれども、今全国で起きているこの児童虐待事件、北海道であったり千葉県であったり東京都であったり、そういった事案が発生するたびに必ず指摘をされるのが、この関係機関の連携不足であったり、やりとりのちぐはぐさ、そういったところで、本来なら救えたはずの命がそういった連携不足や人的ミスというようなところで失われていってしまっている、そのことも指摘をされているのも事実です。やはり事件が起きたときの対応力や、事件に発展しないための支援策、日ごろからの支援策、そして子どもたちの育ちを支えるための、よりきめ細かい体制づくりを、これまで以上に張りめぐらせておく必要があると、私は考えています。

そこで、次の質問項目、子育て、家庭総合支援拠点の質問に入りますが、その前に、今申し上げた、よりきめ細かな支援策、その1つにもなると私は考えていますが、4年ほど前のこの議会でも、私も子育て世代包括支援センター、当時国が進めていた妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援対策の構築でありますけれども、この整備をしてはどうかという質問をさせていただきましたけれども、これは来年度、市の機構改革に合わせて別府市も今開設の準備をしているというふうに聞いており、大変ありがたいなことであるなというふうに思っております。感謝を申し上げたいと思っております。

それで、この子育て包括支援センターは健康づくり推進課が所管となって、主に妊娠をしているお母さんそれから乳幼児そして保護者を対象に、保険や子育て支援策を切れ目なく提供するため、各種相談であったり支援プランの策定などを行っていく、それがこの子育て世代包括センター役割だというふうに捉えておりますが、ただ今回の質問テーマであるこの児童虐待において、昨今では都道府県が管轄する児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち、多くは施設入所などの措置をとるに至らず在宅支援となっていると

いうふうに聞いています。そして、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくないといった実態があるというふうにも聞きました。

そういった状況を踏まえてか、ここから次の質問項目である子ども家庭総合支援拠点の質問に入りますけれども、今、国においても2016年の児童福祉法の改正で、虐待を受けた子が施設に入らず家庭にとどまる場合は、身近な市町村を中心とした在宅支援の強化、それから継続的に見守りを図っていくため、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないというふうに規定をされ、今2022年までに全国の市町村にその支援拠点を設置する方針を打ち出していますが、別府市としてその設置に向けどのように考えているのかを、お聞かせください。

○子育て支援課参事（宇都宮尚代君） お答えいたします。

市区町村子ども家庭総合支援拠点は、市内に所在する全ての子どもとその家庭、及び妊産婦などを対象とし、その福祉に関し必要な支援にかかわる業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童などへの支援業務の強化を図るものです。

設置については、本市ではまだ開設していませんが、今後、子育て支援課内に設置し、切れ目のない支援を行ってまいりたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。

子育て支援課内に設置するということでもあります。非常にありがたいなというふうに思っています。できるだけ早い設置それから整備をお願いしたいと思います。

けさの新聞では、何か大分市も市の児童相談所を設置する、その検討準備に入るといふ、何かそういう予算も計上されたといふ、そういう新聞記事を読みましたけれども、先ほどから申し上げているとおり、やはり市内においてもよりきめ細かな対応それから支援を実施していく上で必要だと思えます。

ただ、行政だけではやはり限界があると思えます。既に子育て支援課の職員の皆さんも、非常に限られた人員の中で日々頑張っておられると思えますが、先ほどから申し上げているとおり、全国で起きている児童虐待事件が報じられるたびに、児相の人員不足であったりとか、職員一人一人が抱える件数の多さなども問題になっています。行政だけでやっていくのには、やはり限界があるのかなというふうに思えます。それを補うために、やはりきめ細かい実効性のある支援策を進めていかなければならないと考えています。

そこで、次の質問に入りますが、この子育て家庭総合支援拠点も、機能の一部を民間のほうに委託することもできるというふうになっています。国の補助金や交付金もあると聞いております。

別府市内においても、これまで長年、高い専門性を持って子どもたちに寄り添い支援を続けている民間の施設、児童養護施設が複数あります。そういった市内にある社会資源、それから民間のノウハウや知恵を生かし、借りながら拠点をつくっていくことも重要だと考えていますが、市の見解を聞かせてください。

○子育て支援課参事（宇都宮尚代君） お答えいたします。

厚生労働省子ども家庭局からの通知では、家庭総合支援拠点の実施主体は市区町村とする、ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人などに、その一部を委託することができるとしておりますので、民間との連携を今後進めていきたいと考えております。

○9番（三重忠昭君） ぜひ、お願いをします。別府市には、先ほどから申し上げているそういう多くの民間施設、そしてさまざまな取り組みが行われております。そして長い歴史のある専門性を持った貴重な社会資源、児童養護施設というものがあります。専門的に長年取り組んできたそういう豊富な経験と、決して人や資金に余裕があるとは言いませんけれども、そのような中でも24時間、365日、職員の方々が日々子どもたちのために

頑張っておられます。

重ねてになりますけれども、ぜひともそういった民間の方々の方々の力をお借りして、よりよい拠点をつくっていただきたいと思いますが、よければ最後に市長の考えそれから決意があれば答弁をお願いしたいんですけれども。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

この支援拠点の実施主体は市町村とするということで、これうたわれておりますけれども、先ほど参事からもお話がありましたように、これを担うことができる能力のあるそういった組織があれば、業務を一部委託することができるということが、これもうたわれております。

議員おっしゃるように、3つの施設を中心として別府市は非常に、この面では恵まれています。これも本当に地域資源だというふうに思っていますので、一部を委託ということではありますが、できたら私どもも、これ全部をやるには限界がありますので、民間のそれぞれの施設が持っている力を最大限に生かしていただくということで、この支援拠点の整備に全力で取り組んでいきたいと、決意をしているところでございます。

○9番（三重忠昭君） ありがとうございます。

最後に、これは答弁要りませんけれども、市長と担当課も含めてお願いでありますけれども、この児童虐待防止は、もちろん子どもだけでなく、やはりその子どもたちの親であったり保護者であったり、そういった方々の支援も重要であるというふうに考えています。

先般の議会で、子どもの貧困の問題について、別府市独自で子どもの状況それから家庭の状況を調査して、別府市独自の支援計画をつくっていくべきではないかというふうな提言をさせていただきました。そのときは、担当課のほうから、県のほうとも協力をしながら検討していきたいとの答弁でありましたが、今国会でも子どもの貧困対策法が改正され、そこでも、これはあくまでも努力義務でありましたけれども、市町村においてこの貧困の改善に向けた計画づくりを課しています。やはり子どもや親それから厳しい家庭環境にいる人たちを孤立させないことが、やはり重要であるというふうに思っていますので、そのこともぜひ今後も、できましたら早い段階でそういう調査をして、別府市独自の支援計画を立てていただきたい、このように思っています。そのことを強くお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○21番（堀本博行君） それでは、通告に従って質問を進めてまいりたいと思いますが、質問の流れ上2番と3番を入れかえていきたいと思いますが、議長よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（萩野忠好君） はい。

○21番（堀本博行君） それでは、色覚のバリアフリーという問題から入らせていただきたいと思ひます。

これは、昨年9月議会で若干のやり取りをさせていただきました。御案内のとおり、平成15年、学校現場でこの色覚検査がなくなつて以来15年間、さまざまな問題が指摘をされております。また9月議会でも問題提起もさせていただいたところではありますが、今回は少々この辺の観点から触れさせていただきたいと思ひます。

前回9月議会では、市長の英断で消防職員の色覚による採用基準が大幅に緩和をされました。改めて感謝申し上げたいと思ひますが、今回は学校現場の現状を少々違った角度でお尋ねをしたいと思ひます。

長い間、この色覚の問題については、我々の時代、何度も申しますがプライバシーも何もなく時代であります。子どもたちを一行に並べて、いわゆる石原氏色覚検査表というのをぱっと広げたまま、一行に並べて「はい、これが見えるか、これ見えるか、これ見えるか」という、こういうふうなことでやっていた時代に、私なんか小中学校2年生の

ときにそれをやられて、はたと見てわからぬかったのを「ええっ」と思ってこうやって戸惑ったところを隣の友たちが「堀本、おまえこれ見えぬのか」と言われて、そのときに初めて小学校2年生のときに、私は「赤緑色弱」と通知表に書かれて以来、ずっと書かれておりました。男の子で大体20人に1人、5%の割合で強度の、いわゆる色弱の重い軽い、これは若干ございますが、20人に1人色弱の、異常の子どもがおる、これが男子生徒である。女性の場合は500人に1人という、そういう意味を持って、現実的には目に出ないというふうなことが言われております。こういった中で、特に子どもたちの授業のバリアフリーというのが非常に進んでおります。

そういったことも含めて質問したいと思いますが、特に私が申しあげました色覚に異常があるということが、この平成15年から色覚検査がなくなって以来、いまだに自分が色覚に異常があるということがわからずに過ごしている子どもがたくさんいる。たくさんとか、いらっしやる。こういう前提のもとで質問を進めていきたいとも思っております。

そういった意味で、学校現場でのいわゆる色覚バリアフリーの観点から、学校現場の現在の状況を教えていただきたいと思っております。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

市内の小中学校の教職員に対しまして、黒板のチョークの色使いや言葉かけなど、学校生活の中で児童生徒の困りが生じないよう、色覚の研修を実施いたしております。また、保護者に対しましては、色覚についての不安や質問がある場合は、養護教諭や学級担任に相談するよう、保健だより等において呼びかけを行っております。また、健康づくり推進課による健康チェックの対象学年であります小学校4年生と中学校2年生におきまして、「初めて色覚に出会う本」を配布の上、事前に色覚について保健指導を行い、児童生徒及び保護者の方に御理解を求めています。

○21番（堀本博行君） 先ほど申しました平成15年から全国的に、この色覚の検査がなくなって以来15年、16年たつわけではありますが、この間の別府市、先般の9月議会で若干のやり取りをさせていただいたときに、別府市ではかなりの確率で、確率というかパーセンテージでやっておりますというふうに心強い答弁をいただいたところであります。

先ほど申しました、男の子で20人に1人、5%というふうな観点から言えば、いわゆる軽い重いもございますが、それを踏まえた上で今後の取り組みをお聞かせいただきたいと思っております。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

学校では今後も、教科書などユニバーサルデザインを取り入れ、誰にとってもわかりやすい授業や生活しやすい環境を整えていく必要があると考えております。さらに、児童生徒や保護者が学校に相談できる環境づくりや、教職員が色覚についての理解を深めるための研修を重ねてまいりたいと考えております。

○21番（堀本博行君） しっかり取り組みをしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。特に私が毎回据えておるのは、色覚に対する異常がある子どもたちの将来の、いわゆる職業の選択とか、こういうふうなことから言えば、一人一人がこの自覚を持って将来を見据えて、いわゆる職業の選択をしていくというふうなことも、前回は申しあげました。特に子どもたちの、特に男の子の将来のいわゆる職業のランキングと申しますか、そういうふうなことからいけば警察官だとか消防士だとか航空関係、それから新幹線の運転手とか、こういう動力のいわゆる操縦者というふうな言い方をするわけではありますが、こういった職業というのは必ず色覚が引っかかってまいります。特に消防本部の消防職員については全国的に、今回、消防本部が英断を下していただきましたが、赤、青、黄色この識別ができること、これで消防職員はクリアできるわけではありますが、実際的には、例えば警察官、これもかなり色覚の検査そのものが緩和をされてきたというふうなことはご

ざいますが、まだまだクリアしなければいけない問題といたしますか、そういったものがかかりあります。

特に、日本眼科医会というふうな組織が、学校でのいろんなバリアフリー化についての要望を、先般、新聞で目にとまりましたので読ませていただきました。この中で、教材はまず日本の男性の20人に1人、女性の500人に1人に色覚障害があり、混同しやすい色や組み合わせがあることなど、基礎的知識を紹介をした上で、授業など学校生活では、学級内に色覚障害の子がいるという認識で対応するよう求めています。具体的な策として、色の名前を伝えさせない、色刷り資料には、白黒コピーでも判別できる色使いにする等々が列挙されております。

その後、「また色覚障害が制限となる資格や職業があることに進路指導上の配慮を求めて」、こういうふうにあります。特に、この最後の段のところ、色覚障害がいわゆる将来の職業選択の実に大事な視点になってくるということでもあります。

実は、警察官で、私の友達にも警察官の子供がいるわけですが、この警察官にしてもかなり、2001年から厚生労働省が労働安全衛生規則を改正して、雇用時における健康診断で色覚検査を廃止し、就職に際して根拠のない制限を行わないよう通達されております。その後、大幅に緩和をされたが、この改正には注意書きがあります。「各事業所が必要に基づいて自主的に色覚検査を禁止するものではない」、こういうふうな欄があるわけでありまして。結果として、警察官については色覚の、色弱であってもいわゆる重症、軽症を判断する、いわゆる「パネルD15」という検査方法がございます。この検査方法に、これでいわゆる色弱でも重症か軽症かという判断がこの検査でできるわけですが、これで重症というふうなことが出れば、幾ら成績が上位であっても跳ねられる、こういう現状になっているわけでありまして。そういったことも含めて、そういったことも踏まえた上で、しっかりと学校現場で対応を、先ほど、しっかり研修とかそういったふうなこともしていただくというふうにございましたけれども、学校現場での今後の指導のあり方について答えていただければお願いしたいと思います、いかがですか。

○スポーツ健康課長（花木敏寿君） お答えいたします。

まずは、全ての教職員が色覚について正しく理解し、共通理解を深めることが重要であると思っております。

該当する児童生徒が将来に希望を持ち、自己の個性の伸長を図ることを目指すように指導することが肝心だと考えます。

児童生徒につきましては、プライバシーを尊重しながら、前段で述べました「初めて色覚に出会う本」などを活用し、各学校で色覚について正しく理解するよう取り組みを働きかけていきたいと考えております。

○21番（堀本博行君） しっかり対応を、よろしくお願ひしたいと思います。

では次にまいりますが、学校の安全対策について質問してまいりたいと思っております、これは昨日もさまざまな角度から、子どもたちが小さな小学生、幼稚園生、子どもたちが犠牲になる事件が相次いでいることが指摘をされて、やり取りもお聞きをいたしました。

最近の事故を見ますと、高齢者の車のブレーキとアクセルの踏み違えの事故が何か相次いで起きておりますし、同じように子どもが犠牲になる事件が相次いでおります。子どもがいわゆる犠牲になる事件というのは、いろんな形で全国に報道もされておりますが、特に、今から20年ほど前でしたか、大阪の池田小学校の学校現場で大変な悲惨な事件がございましたけれども、特に私が今回問題提起をしたいのは、学校現場での事故といたしまして、いわゆる不審者といったふうな人が入ってきたときに、その対応策というものをどういうふうにするのか。いわゆる「開かれた学校」とよく言われますが、開かれた学校というのは、裏を返せば侵入しやすい学校というふうなことにもなるわけでありまして、そう

いうふうな観点からこういう問題について、私は浜脇に戻って5年ぐらいになるわけですが、小中学校の特に小学校の入学式、卒業式等々に参加をさせていただきますと、先生方が対面にずっと並んで粛々と始まるわけですが、特に女性の先生が多いなどというふうなことも非常に感じるわけでありまして、そういったときに普通の教室の中にそういう暴漢が入ってきたときに、どういうふうな対策をとるのかなというふうなことで、いつも心配をしながらおります。

これはまた別な話になりますが、浜脇の私の知り合いに、もう七、八年前になりますが、小学校の子どもが路地から大通りに自転車で飛び出して、そこで車にはねられて1週間ぐらい重体といますか意識不明で、最終的に両親の胸の中で亡くなっていったという、こういう事故があったわけでありまして。

その後、そこにその路地に出る入り口というか大通りのところに鉄の、いわゆる自転車が飛び出ないような鉄のブロックといますか、これが今できているんですね。私も、それを見るたびに、その子のことをいつも思い出しますね。このことについても、このブロックが、それは無理なこともわかるんですが、その子どもの自転車が飛び出す前にこのブロックがあればなというふうなことも、よく思うんですね。

そういうことから考えたときに、いわゆる今回学校現場での事故がこれから、何かあったときの「転ばぬ先の杖」みたいな体制を、特に私立の小学校、中学校では、大阪府、東京都ではもう門扉は完全に閉めて、ガードマンが全部チェックをして、警備の人が例えば保健室なら保健室まで連れていくという体制もあるやに聞いておりますが、そういったふうな体制がしっかり、まあ具体的な方法はきょうはまだ思い浮かびませんが、そういったふうな方法でぜひ今後検討していただきたい、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

- スポーツ健康課長（花木敏寿君） 現在、別府市では不審者に対する学校での安全対策についてであります。まずは子どもたちみずから、自分の身は自分で守る自己防衛、危険回避の意識を高め実行できるよう指導を重ねております。子ども自身がみずから危険を回避する力を身につけることを目的とした、子どもの安全を守るワークショップ、通称キャッププログラムといますが、これを小学校4年生において、市内全校で開催し、児童が子どもへの暴力を認識し、自分自身の身を守る方法を、劇や話し合いを通して楽しく、わかりやすく学んでおります。また、このプログラムは、子どもを支援するために大人ができることや子どもと共通理解を持てるようにするため、保護者対象にも開催いたしております。

また、別府警察署生活安全課等に協力していただき、想定される不審者の状況に合わせた避難訓練や防犯教室などを、各小学校において実施いたしております。

- 議長（萩野忠好君） 休憩いたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 副議長（安部一郎君） 再開します。

- 21 番（堀本博行君） それでは、引き続き質問を進めていきたいと思っております。

では、次にまいります。障がい者の就労支援についてという項目に移りたいと思っております。

これについても、過ぐる議会で質問をした経過がございます。障がい者の事業所は仕事が少ない、「何とかありませんか」という声もいただいております。行政としてしっかりバックアップをしていただきたいということもお願いをしておりますし、市内の業者にもいわゆる広報のためのパンフレット等々をさまざまな業種のところに、事業所に配布をしたり、こういったお願いもこれまでできておりますが、大変厳しい現状があるわけでありまして。

その中で確認の意味も込めまして、障がい者就労事業所A型・B型は、市内でどのくらい現状あるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

大分県の資料によりますと、本年度4月1日現在で市内のA型事業所は8カ所。B型事業所は33カ所となっております。昨年度4月現在では、A型事業所は8カ所、B型事業所は25カ所でありますので、昨年度同時期と比べますと、A型事業所は同数、B型事業所は8カ所の増加となっております。

違いにつきましては、A型は、労働法規に基づいた雇用の事業所であり、事業所と本人が雇用契約を結び、もって最低賃金も労働法規に従う必要があります。一方、B型の事業所は、こちらは雇用契約がなく、あくまでも就労訓練として作業し、労働法規に基づかない賃金が支払われる非雇用の作業所であります。

○21番（堀本博行君） 形としてA型の事業所が立ち上げにくくなっているという分、B型が増えているというふうにお聞きをしておりますが、B型のことについて若干お尋ねをしたいと思います。

事業所のいわゆる工賃について、現状はどのようになっていますか。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えいたします。

別府市内のB型事業所の工賃につきましては、平成29年度平均月額工賃は1万8,680円となっております。大分県の統計によりますと、県内のB型事業所の平成29年度月額平均工賃は1万7,101円となっており、平成28年度月額平均工賃から278円、伸び率で1.65%の増加となっております。また、大分県では、障がい者工賃向上計画第3期、2018年から2020年でありますが、この中で目標月額工賃を設定しております。平成30年度が1万7,831円、平成31年度が1万8,336円、令和2年度1万8,841円となっておりますので、別府市内のB型事業所の月別平均工賃は、県の平均向上計画の目標を上回っております。

○21番（堀本博行君） 市内の平成29年度の平均が1万8,680円というふうなことでございますが、県の平均を上回っているというふうに御答弁をいただきましたが、これは平均でありまして、中には1万を切っているような事業所もあるというふうに聞いておりますが、その底上げといたしますか、しっかり取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

また、このB型事業所の工賃の厳しい状況、こういうふうなものについてどのように認識をしていますか。

○障害福祉課長（大野積善君） お答えします。

B型事業所は、近年多くの新規の開設があり、取り引き先の確保や新規の開拓、品質等の技術力の向上等による工賃向上に結びつくまで時間を有するのが実態であります。また、B型事業所利用者の体調や作業能力、市場と福祉的利用である運営との乖離による感覚ではないかなと考えております。

○21番（堀本博行君） 実は私の中学校の後輩に、これはちょっと選挙のときにお会いをしまして、「選挙が終わったら一度ゆっくりお話を聞いてもらいたいのですが」、こういったお話をいただいて、先般お会いをしてお話をさせていただきました。彼は、大分県内で、大分市内でB型の就労支援施設を運営しながら、大分県の就労の共同受注センターというところで会長も務めておられて、A型・B型を問わず県下のそういう就労支援が、仕事を受注できるようなセンターを立ち上げてやっているところであります。

そういった中で県下の現状と別府市の状況、ぜひ知ってもらいたいということでお話をさせていただいたわけですが、近々、長野市長にもぜひお会いをして、お願いもして、要望もさせていただきたい、こんなようなお話もいただいておりますが、その折には

ぜひよろしくお願ひしたい、このように思います。

彼の話の中に、平成 25 年 4 月、障害者優先調達推進法というのが施行されております。これは、地方公共団体及び地方独立行政法人の責務というところの項目の中に、第 4 条に、「地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労または在宅就業障害者の就業の実態に応じて障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため措置を講ずるよう努めなければならない」、こういう項目があります。これは、いわゆる地方公共団体がそういう障がい者の方々の就業に対する努力義務、このように受けとめておりますが、ちなみに県下の状況を若干御紹介したいと思ひます。

これは A 型・B 型問わず障がい者の方のいわゆる仕事の量、売り上げといひますか、金額といひますか、これが大分県下 14 市 3 町 1 村、順位がきっちり出ておりました。これは 1 位が大分市、売り上げが 9,980 万円、これはちなみに全国で第 20 位であります。全国の市が今 700 近くありますが、その中で 20 位、大変上位にランクをされておりました。県下で 2 番目に大きいのが中津市 1,550 万円、3 位が日田市 1,230 万円、4 位が津久見市 1,000 万円、5 位竹田市 975 万円、6 位宇佐市 658 万円、7 位杵築市 515 万円、8 位豊後高田市 505 万円、9 位国東市 478 万円、10 位豊後大野市 412 万円、11 位臼杵市 165 万円、12 位日出町 105 万円、13 位別府市 80 万円、そして 14 位玖珠町 45 万円、15 位由布市 10 万円、16 位姫島 2 万 7,000 円、そして 17 位が九重町 2 万 1,000 円、この順番です。この順番を見て、本当に私は、ちょっと驚きました。驚いたというか、驚愕したというか、こんな状態でありました。

ちなみに、九州管内の分も調べてみました。九州管内で人口 12 万前後のいわゆる類団の市の中でも、多いところになると大牟田市 12 万 3,000 人ですが、障がい者のこのいわゆる仕事量、金額が 7,100 万円でございます。春日市が 10 万 6,000 人の人口で 375 万円、八代市 13 万 2,000 人の人口で 1,360 万円、延岡市が 13 万 1,000 人で 585 万円、唐津市 12 万 6,000 人で 690 万円、こういうふうなことが、金額が出ております。

障がい者の優先調達推進法が、これが施行されて一気にこういうふうな形の流れになったというふうにも聞いておりますが、これを見させていただいて、業種の中にも清掃管理とかメンテナンス、駐車場の管理、物品の製造販売、そして草刈り、除草に加えて、最近では農業に従事をするというふうなことで、いわゆる農業をやっている方が障がい者を受け入れてそれで就労の機会を増やしているというふうなことも言われております。この形の中で、今金額も提示をさせていただきました。こういった状況の中で何でこうなっているのというふうにお聞きをしますと、「いや、ちょっとミスマッチでなかなか」とか何とかいうふうな答えが課長から返ってくるわけでありましてけれども、これはミスマッチとか何とかいうふうな以前の、いわゆる別府市の障害就労に対する姿勢ではないかというふうには私思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○副市長（阿南寿和君） お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃった金額につきましても、実は県のほうから指導も受けておりました。私も余りにも低いということで、現場にはいろんな工夫をしながら全庁的にしっかり取り組んでいく必要があるのではないかということで、問題意識を持つように指示しておるところでございますので、そのあたりにつきましても、どういったことが、相手方といろいろやり取りをする中でどういったことができるのか、そういったところもしっかり確認をさせていただきながら、私どもにできることはやっていただこうということで今考えておりますので、これからしっかりと取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○21 番（堀本博行君） 仕事のいわゆる小さなパイの中でやりくりするというのは、大変な状況だということはおよくわかっております。しかしながらしっかりと知恵を使って数字を、

このような数字が出ないようにぜひ努力をしていただきたい、このように思います。

それでは、次にまいります。市長、何かあれば、一言お願いします。

○市長（長野恭紘君） お答えをいたします。

行政経営会議の中でも、今、阿南副市長が答弁しましたけれども、私どももその数字はつかんでおりまして、余りにも別府市、福祉のまちでありながらそういった就労継続支援作業所に対して我々が意識がちょっと低かったのではないかというような反省もありまして、とにかく各部各課の中でお任せできるような作業がないかということのを改めて点検し、今後、それをまた福祉保健部が中心となって取りまとめをして、できるだけA型、B型間わずやっていたらと、ぜひお任せをさせていただきたいなというようなことを、今まさに話をしているところでございますので、また皆様方にも御報告ができるのではないかというふうに思っております。いずれにしても、しっかりその点については取り組んでまいりたいというふうに思います。

○21番（堀本博行君） よろしくお話をいたしたいと思っております。

次にまいります。浜脇モールについて。これも選挙のときにいろいろお話をいただいておりますことをお話させていただきたいと思っておりますが、この浜脇モール、平成2年から事業が始まっておりますが、「スクラップ・アンド・ビルド」という言葉が当時よく使われておったというふうなことでございますが、今の浜脇モール、きのうも時間があって夕方7時ごろから温泉に入りに行きまして、帰りしなに浜脇温泉の周りをちょっとずっと回ってみました。もう薄暗くなっておりました。もう夜8時前になると全部閉まっています、あそこは。もうマルショクが夜7時になると閉店をしますのです、同じような形で閉店をしていくみたいなものもあるわけですが、あそこに1つは看板があるのです、ラーメンなべさんの前に。ここにはこういう店舗がありますという大きな看板がありまして、地図があって、この店舗にはどこどこが入っていますという、こういう看板があります。じつとこう中を、どういうふうな形になっているのかと見てみますと、27店舗の名前が出ています、27店舗。その27店舗の中の今ある店舗は五、六店舗。なべさんだったり、マルショクだったり、西岡青果だったり、あとは小野散髪屋とか、当時からずっとある店が4店舗か5店舗あって、あとは全部もう入れかわっています。それがいまだにあの中に、あそこに看板がありましてね。なぜか店は全部閉まっているのに、その看板には電気がついて、案内所、電気がついてというふうに、非常にこれこそミスマッチでありましてね、これを何とかできませんかという理事長のお話もあって今回上げさせていただいたのですが、これはどのように対処いたしますか。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

御指摘の店舗案内板につきましては、周辺の再開発事業により整備されたものというふうに考えております。今回御指摘の件につきましては、早急に修正するよう公社に指示しております。

○21番（堀本博行君） 早急に対応方を、お願いしたいと思っております。マルショクの店舗の前に柱があります。その案内板も同様であります。よろしくお話をいたします。

それと、あと、店舗の状況をちょっとお聞きしたいと思っておりますが、この質問を提示させていただいたら、浜脇再開発、浜脇高層住宅周辺店舗配置図というのをいただきました。これね、あなた方からいただきました。これも平成30年度4月現在になっているのですが、これももう4店舗変わっているのです。このもらった地図そのものが、こうやって見るともう4店舗変わっているのです。それくらいゆるゆるテンポが早いというか。それと、やっぱり担当課が、今は住宅情報センターだったかな、あそこに委託をしておりますが、やっぱりこの、浜脇のこの住宅は、一番皆さんが懸念しているのは、マルショクが撤退すると、一気にここは死んでしまうという、そういうふうないゆるゆる心配もしております。そう

いうふうな話が浮いたり沈んだりというふうなこともこれまであっているわけですが、そういった意味からこの店舗について、この浜脇モールについては、しっかりとやっぱり行政が責任を持って、平成2年当時、脇屋市長の時代に、「ここは浜脇再開発で夜は寝ない不夜城になるのだ」と言われて、そうやってあの浜脇温泉から高等温泉のあの立派な温泉を、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドで今の形ができたわけでありまして。当時の説明会で脇屋市長が来て、「ここは夜は寝ないまちになる、不夜城になるのだ」と言って、みんな、「おおっ」と言って、私も散髪しながら、そのおばあちゃんの話聞きながら、「おおっ」と言っておったのです、「そうかい」。今、もう8時になったらみんな寝ておるぞどいってね。それくらい今はもうそういうふうな現状になっておる中で、やっぱりこれは1つは行政の責任であると思っております。そういう意味ではしっかり責任を持ってやっていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○建築指導課参事（豊田正順君） お答えをいたします。

現在の浜脇モールにつきましては、量販店、飲食店などで構成され、現在、空き店舗が2店舗となっております。御指摘を受けまして、今後ともホームページに掲載するなどPRに努めてまいりたいというふうに考えております。

○21番（堀本博行君） これからも、私も家が近くですから、しっかり見守っていききたいというふうに思っております。

もう1点、トイレの件です、ここの。

高齢者が多くて、うちのおふくろなんかよくマルショクに買い物に行くのですが、友だちと一緒に行って、マルショクの中にトイレがございません、あそこは。皆さん御案内のとおりトイレがあそこに、中にあるわけでありまして。和式トイレが厳然とあるわけでありまして、これ、何とかならぬのかなというふうなお話もいただいておりますし、高齢者の方々というのは和式トイレに、特におばあちゃんなんかの場合は和式トイレに座り込むと立てないというのがあるのですね。そういうふうなこともあって、あそこは使い切らぬというようなことがあります。ぜひ改善方をお願いしたいと思っておりますが、この点はいかがでしょう。

○温泉課長（野田哲也君） お答えいたします。

湯都ピア浜脇公共広場に設置をしておりますトイレの改修につきましては、「利用状況を見ながら今後検討していきます」と回答した経緯があり、雨天の明るさの確保のため、照明器具を取りかえる等改修を行っておりますが、トイレの洋便器化につきましても、今後検討してまいります。

○21番（堀本博行君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に最後の質問になりますが、終活支援事業について質問をさせていただきますと思ひます。

これも昨年の12月、私のほうから質問をさせていただきました。「早速検討いたします」という答弁をいただいておりますが、前向きに答弁をいただいておりますが、その後の経緯を教えてください。

○福祉政策課長（寺山真次君） お答えいたします。

終活支援事業につきましては、兵庫県高砂市、神奈川県綾瀬市など、先進都市の取り組み状況について担当者に確認をいたしました。また、司法書士会や行政書士会など、関係する団体への聞き取りなども行いました。その取り組みの中で、別府市社会福祉協議会と協議した際、終活に向けての市民の困り事に対して、まず相談窓口をつくらうということで、行政書士会別府支部の協力を得まして、社会福祉協議会が終活相談会を本年5月から、先月からになりますが、毎月1回開催しております。

○21番（堀本博行君） そういった御報告も、立ち上げたという御報告もいただきました。

こういうパンフレットをつくってやりますという御報告をいただきました。本当に早々の対応に心から敬意を表したい、このように思います。ひとり暮らしの皆さん方のいわゆる身寄りのないとか、昨年12月議会でも御指摘をさせていただきました、ひとり暮らしの方で兄弟、それから身内はおったとしても、なかなか縁遠くなっておりまして、何かあったときには迷惑はかけられない、こういう高齢者が非常に多くなっているということも御指摘をさせていただきました。

そういった中で、先ほど答弁の中にございましたけれども、私は、いわゆる横須賀の横須賀方式、それから大和市の大和方式、こういったものを参考にしながら質問をさせていただいたのでありますが、これも立ち上げてから、これからが大事であります。立ち上げて、それで終わりではないので、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います、今後の進め方についての取り組みを御説明ください。

○福祉政策課長（寺山真次君） お答えいたします。

終活の問題は、主に老後や死後に頼る人がいないひとり暮らしなどの高齢者世帯を対象に、相続に関して遺言書の書き方や葬儀、納骨、遺品の整理など、死後の事務に関する委任契約の方法など多岐にわたっております。

今後の取り組みとしては、まず今年度から始めた終活相談会の周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。そして、相談会を積み重ね、その相談内容を分析し、さまざまな相談に対応できるよう、社会福祉協議会を初め関係団体とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○21番（堀本博行君） しっかり取り組みを進めていただきたいと思いますし、特にこの終活支援については、行政といわゆる葬儀社との連携が不可欠であります。この辺の、これも過ぐる議会で御指摘をさせていただいたのでありますが、その辺の連携をしっかりととりながら、もう葬儀社そのものが、この終活というところに今目を向けて、その終活に対する取り組みというのを今単独でやっている葬儀社もあるようであります。そういった意味から、今後はいわゆるそういう行政書士の先生方、それから行政、それから葬儀社というふうな形で取り組みをしっかりといただきたいと思います。また、私もできることからバックアップしながら応援をしていきたい、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○4番（阿部真一君） 令和元年6月議会最終日、最後の質問であります。少々緊張しておりますが、私自身、2期目の一般質問であります。新鮮な気持ちで議論をさせていただきたい。きょうは、私から見て45度教育委員会の質問がほとんどでありますので、執行部の皆さんにも急に質問を、聞くこともある場面があるかと思いますが、御了承してください。よろしく願いいたします。

それでは、早速。きのうの夜、新潟のほうで大変大きな地震がありました。この場をお借りして被災者の皆さん、そして一刻も早い復興を心から願い、そしてまた本市別府市でも3年前、熊本地震に見舞われています。また、そういった行政の面からの経験・知識があれば、遠隔地ではありますが、また知識を新潟のほうに送っていただければというふうに考えております。

熊本地震から3年がたちました。当時、この議会ではほとんどの議員の皆さんが、執行部に対して防災そして減災の部分でいろいろな提案をしてきました。現在でも各自治会、そして行政団体、PTAのほうでも自助・共助・公助のまだ市民の機運が高い中であります。この防災政策、数多く別府市も行政での取り組み、公助の部分でしていきました。そして市民、地域、関係箇所を含めた部分で避難箇所の訓練や各防災講座など多くの取り組みがなされています。3年たった今、行政が進めてきた政策、この公助の部分ハードの

面そしてソフトの面から少し考察をさせていただきたい、そのように考えております。

そして、共助の部分が一番大切であると思います。この共助の部分、行政がそろえていった防災の政策の中で、我々市民が行政のそろえていただいていたハードの部分をもどのように防災政策に与えていくのか、地域の部分で市民の皆さんと安全・安心、財産を守っていく1つの手段として捉えていくのか質問させていただきたいと思います。

まず、ソフトの面での取り組み。熊本地震以降、別府市ではさまざまな防災の取り組みを実施しております。その内容、そして自治会を中心とした地域の自主防災会での主な取り組み概要を御答弁願えますか。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

熊本地震以降、さらなる防災施策として実施してきた主な新規の取り組みや事業をお答えします。

まず、災害時に支援が必要な障がい者、高齢者の方の防災施策として、平成28年度からインクルーシブ防災として関係団体また当事者、地域と取り組みを始めています。

また、外国人対応としましては、災害時多言語支援センターの取り組みなども開始しているところであります。

また、市役所の災害対応につきましては、あらかじめ災害対応を計画する別府市災害時業務継続計画、いわゆるBCPを作成し、職員の災害対応能力の向上を目指しているところであります。

自主防災会につきましては、資機材購入等への補助として自主防災連携活動補助金を新設しました。

また、大災害時には市による避難所運営が難しいということから、地元自主防災会による主要避難所の運営訓練を、昨年度亀川地区、境川地区で実施し、今年度も市内各地区自主防災会と協力し、共助の育成を目的として継続実施の予定であります。

○4番（阿部真一君） 町内でも多くの市民の要望、そして議会からの指摘を受け、別府市の業務継続計画、BCPを先日拝見させていただきました。そして2年前、およそ2年前から行われているインクルーシブ防災事業、これは福祉団体、障がい者の各種団体と連携して要避難者の支援対策をするということで、特に亀川の地域のほうで報告書を見させていただきまして、大変難しい実地訓練ではあったと思うのですが、こういった部分で行政の方の取り組みを評価する部分が大変多いと思います。

さて、行政がそろえていったソフトの部分で、平成29年から自主防災会連絡活動補助金というのが、先ほど答弁で御説明ありました。この部分の概要を少し教えてください。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

自主防災連携活動補助金であります。地域だけでは解決できない問題を地域外や地域の中のさまざまな機関と連携し、その中でみんながつながり解決していく体制を平時から構築するため、連携した訓練を通じての地域づくりと防災資機材整備等について支援を行い、地域防災力の向上を図るものであります。

具体的には、2つ以上の自主防災会や福祉施設、商業施設、ボランティア団体などと連携した防災訓練を計画実施した場合に、補助対象経費となる防災の資機材整備、もしくは防災訓練に要した経費に対しまして、1自主防災会につき5万円を上限とし、自主防災会に補助するものであります。

平成30年度に連携のその訓練を実施、補助を活用した自主防災会は75町であり、市としまして、今後も連携訓練実施に向け支援してまいります。

○4番（阿部真一君） この連携というところで少し地元のほう、地域のほうでも少し戸惑いがあった部分があるというふうに、この補助金事業、お聞きしております。というのは、特に地区によっては自主防災会は基本自治会、自治会長さんが兼ねてその校区ごと

の自主防災会をつくって構成されている。地域によっては防災士会、防災士の方、基本的に自治会に属する人がほとんどであるというふうに防災危機管理課のほうからお聞きしておりますが、やはりこういった自主防災会、防災士会ということで、この補助金のあり方、使い方が、年度当初、最初導入したときには連携して避難訓練をするということで補助金を活用するというので、なかなか認知、周知が難しかった部分があると思います。先ほど答弁いただきました平成29年が145町分の58町内、平成30年度が145町で75町の自治会が、この補助金を活用して防災機器の購入などに当たられたということで認識しております。

今後、こういった近隣町内と連携して防災活動を多くの自主防災会はやっていくのですが、こういった部分の連携、補助金に関して防災危機管理課は、今後もう一度説明を適切に行っていたら、各町内で行われている自主防災会の連携の強化を図っていただきたいというふうに考えておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。御答弁ください。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

市では、これまで毎年、防災士に関しましては、各自主防災会の会長の推薦によって各町内の防災士を養成してきています。防災士の皆さんについては、各町内の自主防災会組織の中にいるということで、その中で防災上主要な役割を担っていると思います。したがって、自主防災の連携活動補助金についても、防災士を含む各町内の自主防災会の中で必要な資機材などを協議し、活用をいただいていると考えます。

議員御指摘のとおり、制度自体は、まだこちらのほうが周知し切れていない部分もあるかと思います。また、訓練の支援についても積極的に入ってまいって、この活動補助金の活用を目指していきたいと思っております。

○4番（阿部真一君） はい、わかりました。

それでは、続いて、ハード整備の部分をちょっとお聞きしていきたいと思っております。

このハードの部分に関して熊本地震以降、避難所周辺、そういったところの整備にかけた取り組み・政策というのがあると思っております。基本的な取り組みの概要を御答弁願えますか。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

熊本地震以降、避難所及び周辺の整備として実施した主な新規事業をお答えします。

主要避難所関係では4カ所、昨年度までに4カ所マンホールトイレの整備を行い、13カ所へ給水タンクを配備し、避難所職員連絡用の公用の携帯電話も配備したところであります。ソフト面では、地元の方を含め避難所運営ができるマニュアルを作成し、自主防災会による避難所運営訓練で活用しているところであります。

また、昨年度平成30年度には、緊急事態情報をお知らせするためのサイレン・スピーカーを市内沿岸部中心に7カ所造成しているところでございます。

○4番（阿部真一君） 今御答弁いただいた部分ですね、かなり財政的な投資をしていく別府市のほうが防災・減災に取り組んでいる例を示していただきました。この部分で今回ちょっとこの質疑に上げさせていただいた避難所の備蓄の問題が、このハードの部分で整備がちょっとおこなわれているのではないかなということで、今回ちょっと質疑のほうに入れさせていただきます。

現在、別府市では水、食料、毛布など災害用の備蓄品を管理されている、そのように認識しております。これはあくまでも自主避難と避難勧告、避難要請の部分で違うということは、自助の部分でまた市民のほうにもしっかり啓発していかないといけない部分ですが、この保管場所と管理体制について御答弁いただけますか。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

備蓄品につきましては、主にべっぷアリーナのほか主要避難所である小学校、中学校でも分散し備蓄している状況です。小中学校では、体育館内の倉庫や校舎内の空き教室等を利用し備蓄しています。備蓄品の購入や交換・整理等の管理は、防災危機管理課が行っている状況です。

- 4番（阿部真一君） 答弁のとおりでございまして、学校現場のほうで備蓄品を保管しているというのが、今の別府市の備蓄品の保管状況の現実であるというふうに思います。

資料をいただきまして、保管状況ですね。小学校14校のうち体育館に保管されている部分が8校、空き教室の校舎内が6校、中学校は7校ございまして、体育館には3校、校舎内には4校ということで、校舎内に21校中およそ半分の10校が、やはりこの備蓄品の置き場として置かれている現状がある。この部分ですね、山の手小学校、亀川小学校の防災の備蓄品の管理室をちょっと見させていただいたことがありまして、大変わかりやすく置き場が整理されていると。これであれば教育現場の観点からも、学校長、教頭が基本的には現場で管理をするというのが現実で、保管の責任としては防災危機管理課が当たっているとは思うのですけれども、やはり学校現場にこの備蓄品がある部分でハードの部分の整備を進めていってほしいというふうに考えています。

先ほど防災危機管理課長のほうから答弁がありました。学校現場で備蓄品を保管する上で管理、引き継ぎ、または教育活動、空き教室の利用の面において問題がないか、御答弁をお願いできますか。

- 教育政策課参事（藤田一樹君） お答えいたします。

学校の管理職が、戸締まりの際に備蓄品の保管状況を確認するなど、各学校で適切に備蓄品の管理はされております。

また、先ほどの答弁のとおり、防災危機管理課が適時備蓄品の交換等を行っているという状況でございます。

引き継ぎにつきましては、人事異動によって管理職が交代するときに、保管場所や保管状況について確実に新旧の管理職の間で行っているというところでございます。しかしながら、学校によって保管場所が異なり、配置の当初は場所やスペースについて、教育活動に支障のない場所に防災部局と協議しながら決定をしておりますが、時間の経過により、現状、教育活動等に支障が生じていることも考えられておりますので、各学校に聞き取り等を行いまして、支障等があれば改善に向け学校や関係部署と協議を進めていきたいと考えております。

- 4番（阿部真一君） 保管場所が、学校によって異なる運用があるということで答弁がありました。これ、災害時については、地元の、先ほどソフトの面で避難訓練とかを実質的に運営される自主防災会の皆さん、そして地区の防災士の皆さんも、この備蓄品に対しての管理場所、保管場所のあり方というものの共通認識が、やはりある地区とない地区というのが、この別府市内でも混在している。その部分において、ぜひこの保管場所の見直しを、先ほど課長、教育委員会の参事からも答弁がありましたけれども、やはり教育現場としてのあり方としても、一応ちょっと整理をしていく方向で答弁をいただきました。その部分で、やはりどこに何があるか、避難所を運営する多くの人が目で見ることができて、物資の運搬、導線等も考えたときに利用しやすい環境整備をすべきであるというふうに考えております。

空き教室のスペース問題、教育上言えば、さらなる教育活動の場にも活用できるように、簡易なものでもいいので備蓄品の倉庫をやはり体育館のそばなどに設置するほうが、そして、そういったわかりやすい保管状況を示すほうが、今後の防災危機の関心の高まりの部分を勘案すれば、妥当ではないかなというふうに考えております。その部分に関して防災危機管理課はどのようにお考えでしょうか。答弁願います。

○防災危機管理課長（田辺 裕君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、昨年度より地元自主防災会による避難所の運営訓練を、こちら市とともに実施している中であります。その中で備蓄品の利用や管理について、市の職員以外でも災害時に利用しやすい環境の整備も必要という部分も出てきております。屋外倉庫での運用も含めまして、今後、各市の状況も調査し、また、市の教育機関を初め関係部署と協議・検討してまいりたいと思います。

○4番（阿部真一君） それでは、まとめさせていただきますと、この3年間でやはり熊本地震以降、別府市の行政のほうでハード面の整備、そしてまたソフト面の整備で市内一体となって、市民一体となってこの防災政策に当たっていた結果が多く示されている部分があると思います。

今後、3年間経過してこういったハードの部分了我々市民、そして各地区の関係者が有意義に使っていく環境づくりというのにも必要が、我々市民のほうにも防災に対してはあります。行政だけに頼るのも、この防災に関してはなかなか成り立つものではないというふうに私自身考えておりますので、ぜひこのソフト面でのインクルーシブやBCPなど、そういった部分のソフト面の制度をさらに市民のほうに啓発・周知をしていただいて、またハードの分でも、先ほど教育現場のほうの備蓄品のところ、やはり一刻も早く取り組んでいただきたいというふうに考えております。

以上で、この防災についての質問を終わらせていただきたいと思います。

これから教育委員会に全てなるので、こちら45度になりますけれども、ぜひしっかり聞いていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2項目の質問の学校現場の児童発達障がいへの対応についてということでお聞きしていきたいと思います。

この部分、12月の一般質問、私が1期生のときにちょっとさせていただいた分の引き続きでございます。この部分、教育委員会のほうで現場のクラス、授業の中で進めているいきいき指導員制度、その部分で12月一般質問でさせていただきました。平成17年度より国の政策として進めていった支援員の数、そして去年までで48名の支援員を教育委員会のほうで配置をさせてっております。この支援員を必要とする数から見たときに、発達障がいなどで支援員が必要とされる数というのは、やはり平成28年から30年度では、およその数で言うと550人から650人ぐらいこの別府市の児童の中で存在しているということで、当時の教育委員会の答弁でございました。その部分で学校の現場の状況判断を教育委員会が予算化して、このいきいき指導員の数を48名で配置をされているということで、大体この48名の支援員の方でおよそ33%、215名ぐらいのこういった支援が必要とされる児童の指導、授業・教育に当たっているということで理解をしています。

この質問をさせていただく過程で、やはり子育ての中で幼少期の定期的な健康診断等で判断が難しい部分が、小学校に上がった学校現場のほうで、特に中学年、高学年と段階を踏むごとに対応が難しくなっている部分がございます。もちろん保護者を含めた認識、そして人権の問題等もありまして、教育現場の特に我々保護者とすれば、最初に相対する担任の先生と我々保護者、そしてまた当事者の保護者でない、また別の保護者の認識との乖離というのが、とても難しい問題でございます。

まず、この発達障がいというのはどのような障がいであるのか、教育委員会として捉えている部分で御答弁願えますか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されています。

○4番(阿部真一君) それでは、この発達障がいのある児童生徒に対する、まず校内の支援体制についてはどのようになっていますか。お答えください。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

校内における支援体制を整えるためには、各学校において校内教育支援委員会を設置しています。発達障がいにより学習上または生活上困難な状況が見られたら、本委員会において状況の把握を行うとともに、適切な支援内容について検討した上で担任に助言します。加えて個別の指導計画を作成し、それを保護者と共有しながら児童生徒の支援に生かしています。

○4番(阿部真一君) この支援体制に対して学校現場では教職員、そして教育センターを含めて多くの部分で取り組みをなされていると思います。これは実に保護者のほうで、なかなかそういった支援体制を行っているという部分の浸透性がやっぱり低いというのが実質的な直感で感じる感想でございます。その部分で先ほど関係機関と言いましたけれども、教育相談センターですね、そういった部分とどのように学校現場は連携をして支援体制をしているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

各学校では、特別支援学校に設置された専門家チームによる巡回相談を活用し、指導方法や内容について専門的な見地から助言をもらうことで実際の支援に生かしています。また、保護者や医療、福祉等関係機関と連携して個別の支援計画を作成し、支援の充実を図っています。さらに、別府市総合教育センターでは、臨床心理士の資格を持った教育相談員や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、教育相談を実施したり関係機関につないだりするなどの支援をしています。

○4番(阿部真一君) 今、課長から答弁がありましたスクールソーシャルワーカー、そしてまたいろんな臨床心理士の資格を持った教育相談員の方が配置され、その方々が学校現場の先生方の底支えをしながら進めていっているというのが現状であると思います。この部分、ちょっと単語も並ぶので難しい部分もありまして、別府市総合教育センターの教育相談員、スクールソーシャルワーカー、各学校に配置されているスクールカウンセラー、これ、どのように活用しているのか、また説明、答弁願えますか。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

別府市総合教育センターには、教育相談員2名とスクールソーシャルワーカー2名が配置されています。教育相談員は、児童生徒や保護者、教職員との面談等を通して適切な支援に向けた助言等を行っており、平成30年度の相談件数は733件でした。

スクールソーシャルワーカーは、支援が必要な児童生徒のケース会議に出席し、支援方法について検討するとともに、関係機関とのつなぎ役となっています。昨年度、学校や家庭、関係機関への訪問回数は延べ660回でした。

そのほかにも学校にはスクールカウンセラーが12名配置されており、昨年度、発達障がいに関する相談は234件でした。

○4番(阿部真一君) 平成30年度、相談件数は733件で、ソーシャルワーカーの訪問回数が延べで660回ですか、そういった形で訪問されていると。それぞれ2名で対応されているということで答弁、そしてヒアリングのほうで理解をしたのですが、これはなかなか対応が難しい数字ではないのかなというふうに基本的には思うのですが、1人当たり単純計算して350人強の延べ人数でその案件に対応されていると。2名の方を配置しているということだと思うのですが、今後、この部分、拡充の方向とか、学校現場を見たときに、教育委員会から見たときに、この2名の体制で妥当であるかどうかというのは、どのようにお考えでありますか。御答弁願います。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

本年度、スクールソーシャルワーカーについては、昨年度同様2名の配置ですが、勤務日数を増やして、勤務時間では2人合わせて年間576時間増加して支援の充実を図っているところです。今後も学校や家庭等から児童生徒の状況、支援ニーズを把握し、望ましい支援のあり方について研究していきたいと考えております。

- 4番（阿部真一君） 去年も3回ほどこの別府市総合教育センターのほうには、個別な案件ではあったのですが、御相談に行かせていただく機会がございました。そういった保護者の方というのは、なかなかそのセンターの利用方法、そういった形の制度があるというのを知らない方がやはりほとんどであります。学校現場でも率直に感じるのが、特に先生方の認知もどのような形でこのセンターを利用していくのか、そして、こういったソーシャルワーカー、教育相談員の方を保護者のほうにつなげていく作業というのをとても苦労している、そのように感じます。全部学校の現場のほうでも相談や話などで、放課後、保護者の方と話して解決する場面もありますが、やはり大体長引くのが、そういった大きい案件のときに別府市総合教育センターのほうになかなか行き着く導線とかルーティンがまだまだちょっと薄いのではないかなというふうに感じております。

特にそういった中で一番保護者と相対するのが学校の教員、担任の先生であると思うのです。特に今、学校現場でも若い先生、そういった保護者との対応、もちろん子どもと相対する対応もそうなのですが、大変難しい場面に接する部分が多いというふうに思います。教育委員会もそのように思われませんか。教職員の先生が、特に子どもたちではない部分でのやはり対応というのに非常に苦慮されている。その部分でやはりこういった若い先生、先生なので、やはり親御さんから見ても先生で、若くても先生でありますので、そういった部分でこの若い教職員の方に現場を含めたこういった生活環境、発達障がい等のあるお子さんたちの対応の部分に関してどのような教育研修というのか、そういったのをしているのがあれば御答弁いただけますか。

- 学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

発達障がいのある児童生徒への指導を適切に行うには、教員の発達障がいに対する十分な理解が必要と考えます。大分県教育委員会では、採用1年目の教員を対象とした初任者研修で、特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解と支援に関する研修を実施しています。

また、別府市教育委員会においては、特別支援教育コーディネーターに対して年間2回の研修を実施しています。各学校においては、特別支援教育コーディネーターが研修を企画し、障がいについての理解や支援のあり方、ユニバーサルデザインを意識した授業づくりなどについての理解を深めているところでございます。

- 4番（阿部真一君） 特別支援教育コーディネーター、これは地域児童生徒支援コーディネーターと同じ意味合い……、あ、少し違うのですか。学校現場のほうでよくコーディネーター制度を導入されているということで、学校の先生の、新任先生の案内とかいうペーパーで目にすることがあります。こういった学校現場でのコーディネーター制度の活用をしながら、やはり先生の間で経験や年数での知識の受け渡しというか、先輩・後輩というのですかね、そういった部分での若い先生の教育上の支援と、また教育センターを介してのそういった教育の部分で、先生方も大変難しい環境に置かれている場面というのが多いというふうには認識をしておりますので、ぜひその部分をしっかり拡充して、校内のまず教職員の中での体制をしっかりと、その部分を保護者の皆さん、PTAの場でもこういった場でも結構ですので、ぜひお示しをしていただいて、こういった形で学校現場、教育委員会の、こういった発達障がいがある子、クラスがちょっと落ちつかなくて崩壊に向かうという保護者の難しい要望が来たときに、ぜひ現場でも説明ができるような形で、取り組みとしては十分やられている部分は評価をしておりますので、ぜひ周知と啓発の部分をしていっていただきたいというふうに考えております。

一つ提案ですが、先ほど言った別府市総合教育センターのほうでいろんな、各関係部署に引き継いでいくという部分が答弁でございました。最終的にソーシャルワーカー、こういった相談員の方も最終的に医療機関に引き継ぐにしても、保護者の意思で、自分たちのお子さんの保護者の意思で病院機関に行ってくださいという、少し切り離れた感じのイメージがやはりあるのですね、実際。それというのも、診療医師でもありますし、社会福祉士ということで、お医者さんではないということで、なかなかその判断を別府市総合教育センターのほうでもしていくのは難しいというのがあります。

そこで、精神科医とか脳内科、外科など医師の部分の判断を仰ぐ、知識を持たれた方の連携というか、何らかの提携が今後必要であるというふうに考えています。その部分でやはり本当に保護者のほうも病院に行くと言われても、どこに行っていかわからない保護者の方もいらっしゃるし、大体中学年、高学年になったときは、ほとんど親御さんのほうもなかなかそういった機関に足が行きづらい部分もありますので、今後、検討材料としてもそういった医療機関との連携もぜひ視野に入れていただきたいというふうに考えております。周知の方法を、また保護者のほうとも必ず協力してくれる案件でありますので、ぜひそういった部分で市P連の、市PTA联合会、そして各小中学校にあるPTAを活用してもらって一層情報を中心の部分で共有を図っていただきたいというふうに考えております。

それでは、次に移らせていただきます。最後の部分は、これ、3つ項目を上げました。学校運営協議会制度、部活動指導員、3番目の学校連絡網以外は、今、既存で教育委員会が進めている制度の部分で質問をさせていただきたいと思えます。

まず、学校運営協議会についてであります。

これは平成25年度から準備段階、調査期間を経て平成28年度に学校運営協議会を設置して、現在は市内全部の公立の小中学校に配置されております。この部分でもう一度、年数がたっておりますので、教育委員会がこの学校運営協議会の本来の目的、コミュニティー・スクールとの違いも、ちょっとごっちゃになっている部分があると思えますので、教育委員会として目的としている部分は何なのかを御答弁いただけますか。

(議長交代、議長萩野忠好君、議長席に着く)

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

学校運営協議会制度は、保護者や地域の方々が委員となって一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みであり、学校運営協議会が設置された学校を「コミュニティー・スクール」と呼びます。この制度は、保護者、地域による学校への支援や協力を促進し、地域に根ざした学校づくりを進めることを目的としています。教育委員会としまして、学校運営協議会を中核として学校、家庭、地域が協働して子どもたちの豊かな成長を支える学校づくりを推進していきたいと考えています。

○4番(阿部真一君) この学校運営協議会は、一応今のところ私の印象ではやはり会議の一環というふうにしかなかも認識ができません。答弁ありましたように、一定の権限と責任を持って学校運営に参画するという答弁がありました。やはりこの部分で学校長が各学校の学校運営方針を指針を示す、その部分でこの学校運営協議会は、ある一部を担って学校運営の方針に参加をしていくというのが、私の認識でございます。その部分で言うと、そういった部分で学校運営をされている部分というのが、なかなか難しい、ない、基本的には別府市内でもなかなか見受けることができないというふうにも実感をしております。それも、この協議会の中で承認を受けて、学校の1年間の方針・指針をこの運営協議会の委員の皆さんに承認をいただいてやっているという、会議の一環であるという捉え方が、もう委員の人ほとんどの捉え方であると思えます。地域の人とその委員を担って地域の問題も提示をします。もちろん学校長から学校である問題を提示はするのですけれども、この

協議会の中で問題解決の1つとして実効性がまだまだ伴っていない部分が多いのではないかなというふうに思います。

その部分で各学校の年間のこの協議会の開催数と、学校運営協議会の場で提示された問題点、協議された結果、保護者や参加していただいている地域の方に、活動いただいた、活動に発展した事例があれば御答弁いただけますか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

学校運営協議会は、各学校で年間4から6回開催されています。学校運営協議会を通じて地域の方々から支援をいただいている例として、小学校においては、基礎学力の定着に向けた朝の学習の丸つけを行っていただいている例があります。また中学校においては、マナー向上に向けて実施するマナー検定の審査員を地域の方々にしていただいている学校などがございます。

○4番（阿部真一君） これは、協議会の中で問題点として解決というか、事例に当たった部分で3例答弁いただきましたが、この学校運営協議会は、準備期間を経て7年経過をしております。もう一度この制度自体が、もう会議だけの機関になっている、実効性が、まずこの問題を地域と一緒に解決していく場所である部分の1つの問題点として、運営協議会自体が予算を持っていないというのもあると思います。

もう1つが、市長にもちょっとお聞きしたいのですけれども、この学校運営協議会である地域と学校が持つ問題点の解決等、今、自治振興課が行っているひとまもり・まちまもりの中での方向性を足並みをそろえていくというのが、今後ちょっと必要ではないのかなというふうに私自身は会に参加するごとに強く感じております。その部分で言うと、この学校運営協議会の委員を任命する校長、校長の裁量の範囲が圧倒的に多くなってくると思いますので、校長会での教育委員会のこの学校運営委員会の進め方のもう一度周知と、自治振興課が進めていっているひとまもり・まちまもりの部分との整合性をもう一度強化部分として考えていただきたいというふうに考えております。その部分の答弁をいただければありがたいですけれども。

○教育長（寺岡悌二君） お答えいたします。

今、議員さん御指摘されましたように、このコミュニティースクールを導入したときに、その後ひとまもり・まちまもり自治区形成事業が入ってきました。方向としては同じような方向だと思います。中学校校区において、地域が責任を持って子どもたちを育てるということでございますので、また、市長部局とも十分協議をしていただきながら、整合性がとればそういう方向でいいなというふうに考えております。

○市長（長野恭紘君） 学校評議員会、学校評議員とひとまもり・まちまもり自治区形成事業との整合性ということですが、今、教育長が答弁したとおり、お互いが兼ね合わせているというか、お互いに入り込んでいるところがほとんどなのだろうというふうに思います。学校評議員会、コミュニティースクールは、学校を中心とした地域とのかかわりということだと思いますし、ひとまもり・まちまもり自治区形成事業は、小学校区もしくはそれよりも前に、1つの自治会で、単位でできていたことができなくなったので、今やっている小学校区、もうちょっと先を見た中学校区で考えたときに、その地区全体をどういうふうに考えていくか、運営のあり方を考えていくかということなので、当然その中に子どもたち、学校を含んで子どもたちを中心とした活動をどういうふうに捉えていくかということ、学校の評議員さんであったりとか、PTAの代表であったりとか、そういった学校関係者の人も入っていただいて、広くその中学校区を中心としたまちづくりを捉えていただいて、どういうふうにやっていくかということを考えていただければいいのではないかなというふうに思いますので、それは徐々にお互いがどういう形で存在をしていくか、整合性をつけていくかというのは、恐らくまたこれも各中学校区ごとでスピードも違

うでしょうし、やり方も違ってくるのだろうというふうに思いますので、それは順次うまく整合性を自治振興課も入って教育委員会と連絡を、協調をさせていただきながら学校現場とも連携して取り組んでいけばいいのではないかなというふうに思います。

- 4番(阿部真一君) はい、わかりました。今後も注視して発展的にこの制度が進んでいくことを期待しております。

それでは、ちょっと次に移ります。部活動外部指導員についてお聞きします。

この制度、今年度から予算化されて、教員の働き方改革の一環の部分で導入されている制度だというふうに認識をしています。別府市の公立中学校の現在の部活動の状況はどのようになっているのか、端的に御答弁をいただけますか。

- スポーツ健康課長(花木敏寿君) お答えいたします。

市内公立中学校8校の運動部活動数は、男子76部、女子68部となっており、文化部活動数は14部となっております。各学校によって数は1から17部とばらつきがあります。部活動の数の変化を年度で比較すると、各校で一、二部の増減はありますが、その年度の生徒入部数等によるものと思われまます。活動は、主に顧問である学校の教員が、体育館やグラウンドで行っています。それ以外に水泳やバドミントンなどは、民間のクラブ等で練習を行い、中体連主催大会には、学校の教員が顧問として引率する社会体育部という位置づけの運動部活動も設置しており、生徒の多様なニーズに応えるようにいたしております。

- 4番(阿部真一君) 市内の部活動の状況は、わかりました。部活動指導員に当たる教職員の先生は、所管である教育委員会の人事、学校配置においてそのスポーツの専門性、芸術・美術の専門性がない場合でも顧問として部活動に従事される、配置される場面が、過去の学校現場を見ても、我々は保護者の目線でも、教育委員会からの目線でも周知の認識であったというふうに、容易に考察ができます。

この外部指導員の今後、今年度より導入されていますが、大きなメリットの部分ですかね、この外部指導員の裁量範囲とか任命権者の部分とかを、少し御答弁できますか。

- スポーツ健康課長(花木敏寿君) お答えいたします。

部活動指導員とは、教員の業務量過多による負担軽減を図るとともに、より安全かつ競技力・技術力の向上を含めた効果的な部活動指導を行っていくために、新たに法令で定められたものであります。具体的には、部活動の指導や大会、練習試合にかかる生徒の引率及び監督、教職員との連携による安全指導及び生活指導等を、その配置された学校長の指揮監督のもとに職務として行うことができます。

また、部活動指導員の推薦につきましては、当該学校長が行い、採用におきましては、教育委員会が行うものとしております。

- 4番(阿部真一君) はい。今年度の中学校の導入で2名の運動部の外部指導員と、文化部が1名ということで予定をしているということで御答弁をいただきました。

では、今後、この別府市教育委員会は、この部活動指導員の適切な活用方法、そして、今後、この部活動指導員の確保の大変難しい部分が、校長先生の範囲であれば、逆に言うとなんて難しくなる部分があると思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。御答弁ください。

- スポーツ健康課長(花木敏寿君) お答えいたします。

部活動指導員の職務は、従来の外部指導者と違って、単独での生徒引率、監督ができることや生活指導、安全指導などの直接かかわるものとなっております。しかし、その処遇につきましては、職責の重さに比べて十分なものとは言えず、人材の確保が難しい要因となっております。教員の働き方改革や競技力、技術力の向上という観点からすると、今後は学校現場やスポーツ競技団体とも連携をとりながら、さらに配置を拡充していかなければならないと考えております。

○4番(阿部真一君) なる答弁をいただきました。この制度、部活動指導員については、まず学校長が推薦する、教育委員会が任命する。関係機関、学校の保護者、保護者会等、多面の方向で今後はやはり連携する必要性があるというふうに教育委員会も認識しているということで理解をしますし、その方向で必ず行ってほしいというふうに考えております。

生徒への包括的な部活指導を行っている人の確保というのは、やはり選定と確保の部分で、教育委員会も学校の現場の校長も悩ましい部分があると思います。この部分、少しヒアリングの部分でお話したときに、人材バンク、教職員、教育委員会が各中体連の組織等をいろいろ調査研究していただいて、こういった指導員になり得る方、教員でない方の部分というの幅広く持っていて、裁量権はしっかり校長のほうで持って、また教育の一環でございますので、そういった部分でこの制度の拡充をしていていただきたいというふうに思います。

私自身、スポーツをしたことが正直ございませんので、今、この年になると、スポーツをしていた教育長も市長もそうなのですけれども、大変うらやましい部分があります。学校現場での教職員と生徒のつながりというのは、やはりスポーツを通した顧問というのが、40歳になっても50歳になっても、60歳になっても強いつながりがある、1つの教育・人材育成の部分でも大変大切な部分であります。

働き方改革の部分で時間の軽減とか職員の職務の不要な部分をのけていくというふうに、どちらにしても着目をしてしまいがちなのですが、若手の先生がもしトライできる部分であれば、子どもたちと接するスポーツの部分で、やはりともに学ぶという部分で先生方も捉えて、顧問についていただく部分もそれはあると思いますので、ちょっとミスマッチする部分であるのですけれども、ぜひこの制度をうまくして行っていただきたいというふうに考えております。

この部分、また注視していきますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に行きます。学校連絡網について。

この部分の質問を入れましたのは、行政の部分、この議会で質問をしようかちょっと悩んだ部分はあるのですけれども、ある総会で、3年前、一人の女性、保護者のお母さんが、地震があってから別府市の行政側の発信力、行政の連絡網のスピーディーさを見て、学校現場である連絡網、今、子どもたちの安全面、そして学校授業、天候とか、そういった災害面で情報発信がやはりこういった連絡網、メールを通してできないのかということで、ある総会の部分で一人の若い女性が意を持って発表・質問されておりました。その部分は、校長会でも少し話になったというふうに聞いてはいるのですけれども、現在、学校の担任の先生と保護者を結ぶ学校連絡網の連絡方法は、各学校によって、小中学校もあるのですけれども、かなり違ったものになっているというふうに聞いております。具体的な方法と、それぞれ学校の連絡方法の数を教えてください。

○学校教育課長(北村俊雄君) お答えいたします。

学校から保護者への連絡方法は、一斉メールによる連絡、電話連絡網による連絡の2つの方法がとられています。現在、一斉メールを利用している学校は、小学校9校、中学校1校です。

なお、メール登録していない家庭については、個別に電話連絡をしています。

電話連絡網を利用している学校は、小学校5校、中学校7校です。そのうち小学校2校、中学校2校が、一斉メールの導入を検討しているところです。

○4番(阿部真一君) この一斉メール、保護者のほうで要望が上がって、PTA総会などを通して具現化されて、我々保護者のもとで連絡網として活用している学校がほとんどということで、資料を拝見させていただきました。ほとんどの小学校、別府市内、導入をしている部分、そして、近年、もう1年以内に導入するというのが、恐らく保護者のニーズ

としてはかなりの需要があるというふうに、このデータから見ても受け取れます。

このメールの、一斉メールの費用負担はどのようになっているか、教育委員会のほうでわかる範囲であれば御答弁いただけますか。

○学校教育課長（北村俊雄君） お答えいたします。

市内の学校が利用しているメール配信システムは3社で、メール配信のみのものや、回答機能があるものもあります。サービス内容によって無料のものと有料のものがあります。有料のシステムは、1社は初期費用に2万円程度、1世帯当たり年間150円の利用料がかかっています。もう1社は初期費用に2万5,000円程度、学校単位で月に5,000円の利用料がかかっています。費用はPTA会費から支出したり、別途徴収したりしているところがございます。

○4番（阿部真一君） 教育委員会のほうでよく調査研究とあるのですけれども、実質的に入れられている学校がほとんどであります。現実的にPTA会費でこのシステムの有料の部分のシステムを賄っているというのが現実で、実に保護者の方からよく聞くのは、学校連絡である部分の公的性を考えたときに、やはりPTA会費を上げていくというのは、やはり行政機関でも事案を出して議会で諮ってする部分があると思います。保護者のPTAの場面でも一応議案というのを上げて予算化を具現化して、総会に諮って皆さんの承認を受けて、保護者のほうで連絡網として活用していく部分があるのですけれども、費用の部分もあるのですけれども、この別府市のほとんどの小学校が導入しているという現実を踏まえたときに、教育委員会が費用負担するというふうなところまでは正直思わない部分もあるのですが、やはりこういった形で推薦を出していくとか安全・安心な業者の調査をしていくというのを、ぜひ校長会とかでも一応諮っていただきたいというふうに考えております。

これはもう現実に学校長がPTAの役員さんを踏まえて、やはり業者を調べて、予算、見積もりをとって現場でされているのがほとんど。もう行政機関で政策が上がっていくのと同じ過程を経て1年、2年時間をかけてこの制度を入れているところがほとんどであります。欲を言えば公費の負担があった部分であれば、総会などで合意形成をするときに大変容易な部分があると思いますので、まずは一応ちょっと現場の学校長等の話を聞いていただけたらというふうに思いますので、今回この質問を入れさせていただきました。

時間を目いっぱい使わせていただきました。済みません、今回2回目ということで余り前回と変わらない内容で質問をさせていただきましたが、教育委員会のほうに、やはり私が現場に入って思うところの質問をきょうさせていただきます。未来志向の部分ではなくて現実の部分の声を通して議会議員としてこの議場で皆さんに訴えさせていただきますので、ぜひ今後、こういった経過をたどって進めていくのかお示しいただければ大変ありがたいと思います。また、今後もよろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（萩野忠好君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす20日は、事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は、21日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時23分 散会

